

2019年度全国安全週間説明会

全国安全週間実施要領について

青梅労働基準監督署



目次

- 第13次労働災害防止計画・・・ 3
- 労働災害防止対策の推進について・ 5
- 労働災害発生状況等 [全国]・・・ 7
- 労働災害発生状況等 [東京]・・・ 17
- 労働災害発生状況等 [青梅]・・・ 21
- 第92回全国安全週間実施要領・・・ 27
- 安全衛生管理体制・・・ 37
- 建設業労働安全衛生マネジメントシステム・ 43
- フル-初型墜落制止用器具助成金・・・ 48
- 安全衛生規則改正（伐木関係）・・・ 53
- STOP！熱中症・・・ 65

転倒災害見える化
事例募集中！・・・71



第13次労働災害防止計画

第13次東京労働局労働災害防止計画 ～ Safe Work TOKYO ～ 「トップが打ち出す方針 みんなで共有 生み出す安全・安心」

計画のねらい

労働災害の防止に当たっては、行政や労働災害防止団体、労働者を雇用する事業者、作業を行う労働者だけではなく、仕事を発注する発注者や仕事によって生み出される製品やサービスを利用する消費者等、すべての関係者が、「労働災害は本来あってはならないものである」との認識を共有し、安全や健康のために要するコストへの理解を醸成し、それぞれの立場に応じた責任ある行動をとる社会を実現していかなければならない。

目指すべき社会の実現に向け、“Safe Work TOKYO”の下、
「トップが打ち出す方針 みんなで共有 生み出す安全・安心」をキャッチフレーズとして、すべての関係者が認識を共有して取組を推進することとする。



第13次防ロゴマーク

基本目標

- 死亡災害： 2017年と比較して、2022年までに15%以上減少させる。
- 死傷災害： 増加が著しい業種、事故の型に着目した対策を講じることにより、死傷者数を2017年と比較して、2022年までに5%以上減少させる

小目標

- (上記の「基本目標」を達成するため、主要施策に対応した「小目標」を設定)
- ・建設業おける死亡者数 2017年と比較して、2022年までに15%以上減少させる。
 - ・製造業については、機械災害対策を重点的に講じることにより、死亡災害を引き続き発生させない。
 - ・陸上貨物運送事業の死傷者数 2017年と比較して、2022年までに5%以上減少させる。
 - ・第三次産業
小売業、社会福祉施設、飲食店及びビルメンテナンス業対策を重点的に講じることにより、死傷者数を2017年と比較して、2022年までに死傷年千人率で5%以上減少させる。
 - ・メンタルヘルス対策 ストレスチェック結果を集団分析し、その結果を活用した事業場の割合を60%以上とする。
 - ・腰痛対策 第三次産業及び陸上貨物運送事業の腰痛による死傷者数を2017年と比較して、2022年までに5%以上減少させる。
 - ・熱中症対策 計画期間中に死亡災害を発生させない。

基本的考え方

東京において計画を推進するにあたっての3つの基本的考え方

- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会施設工事における安全衛生対策
⇒ 局署、受注元事業者、関係団体及び労働者代表の連携により、労働災害防止対策に取り組む。
- 本社機能が集中する東京発の安全衛生対策の全国への普及拡大
⇒ 企業本社が主導する全社的な安全衛生対策の推進により、全国の労働災害の減少を実現させていく。
- 「行政が進める安全衛生対策の見える化」の推進
⇒ “Safe Work TOKYO”を活用した「行政が進める安全衛生対策の見える化」を図り、広く国民にアピールする。

死傷災害（休業4日以上）【全産業】

2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
316人	311人	305人	300人	295人	290人以下

厚生労働省目標 ⇒ 2017年と比較して2022年の死傷年千人率を5%以上減少させる

東京労働局目標 ⇒ 2017年と比較して2022年の死傷者数を5%以上減少させる

青梅労働基準監督署目標 ⇒ 2017年と比較して2022年の死傷者数を8%以上減少させる

※ 達成できなかった12次防の目標を踏襲し290人以下を目標とした

※ 年千人率とは、一年間の労働者1,000人あたりに発生した死傷者数の割合のことです。

死傷災害（休業4日以上の死傷年千人率）【第三次産業】（平成27年国勢調査 就業状態等基本集計及び労働者死傷病報告による。）

2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
1.67 (164人)	1.65 (162人)	1.63 (160人)	1.62 (158人)	1.60 (157人)	1.59 (156人)

東京労働局目標 ⇒ 2017年と比較して2022年の死傷年千人率を5%以上減少させる

青梅労働基準監督署目標 ⇒ 2017年と比較して2022年の死傷年千人率を5%以上減少させる

$$\text{年千人率} = \frac{\text{死傷者数}}{\text{1年間の平均労働者数}} \times 1000$$

死亡災害

12次防期間中最少の0人を目標とする！

2017年 1人 ⇒ 2022年 0人

厚生労働省目標 ⇒ 2017年と比較して2022年の死亡者数を15%以上減少させる

東京労働局目標 ⇒ 2017年と比較して2022年の死亡者数を15%以上減少させる

青梅労働基準監督署目標 ⇒ 第12次労働災害防止計画期間中の最少0人を達成する



トップが打ち出す方針

みんなで共有 生み出す安全・安心

職場における労働災害防止対策の推進について

日頃から、労働基準行政の推進につきましてご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、当署管内の労働災害の発生件数は、労使の皆様をはじめ、関係各位のご尽力により長期的には着実に減少してきています。

しかしながら、東京都内では今なお年間約60人の方が労働災害により命を落としています。

また、当署管内では、昨年は一昨年に比べ、死亡者は同水準であったものの、休業4日以上の労働災害は大幅に増加という憂慮すべき状況にあります。

死傷者については、全産業の休業4日以上の労働災害367人のうち、**5割以上が小売業や飲食店、社会福祉施設等の第三次産業に従事する方々**でした。労働災害全体に占める第三次産業の割合は年々増加し続けています。業種ごとの差はあるものの、第三次産業においては、転倒、腰痛・捻挫の割合が高くなっています。

労働災害の増加には、様々な背景があるものと考えられます。経済の活性化、経験豊富な現場管理者や技能労働者をはじめとする人手不足などもその一因と考えられます。

しかしながら、昨年に発生した死亡災害をはじめとする重篤な労働災害を個別にみると、**基本的な安全管理の取組が徹底されていない**ことによるものが多数見られ、**安全衛生管理体制がおろそかになっている**状況が懸念されます。

労働災害は本来あってはならないものであり、特に死亡災害を発生させないためには、経営トップの強い意識のもと、不断の取組が必要です。労働災害のない職場づくりを進めることは、人材を確保・養成し、企業活動を活性化する上でも、大きなメリットをもたらします。

全国安全週間を実施する6月から7月7日までは、事業場の安全・衛生について点検を行う良い機会でもあります。事業者の皆様におかれましては、次頁の事項に特にご留意の上、死亡災害の未然防止及び労働災害全体の減少に向け、安全・衛生のための活動を行っていただきますようお願いいたします。



職場の安全・衛生のための活動

東京都内では、1年間に約**60人**の方が労働災害で亡くなっています。
労働災害を防止するため、以下の事項に取り組みましょう！

□経営トップの意識が重要です！

安全で衛生的な職場環境を実現するためには、企業内の体制を整備する必要があります。この観点から、経営トップが方針を表明し、職場の安全衛生に対する意識や取組をご確認ください。

□安全衛生管理体制は確立されていますか？

労働災害を防止するには、企業の自主的活動が不可欠です。このため、安全管理者などの法定の管理者を選任し、適切な職務を行わせているか、活動実態はあるかなどをご確認ください。

また、第三次産業の一部業種など、安全管理者等を置くことが法的義務となっていない事業場においても、安全衛生に関する担当者(安全推進者)を置き、職場環境の改善や作業方法の改善、労働者への安全教育や意識啓発の取組を行ってください。

□職場内の危険を洗い出し、順次改善していきましょう！

機械設備や生産工程の多様化・複雑化に伴い、個々の事業場に応じた危険性の把握が一層重要となっています。このため、職場内の危険性を調査し、必要な措置を講じること(リスクアセスメント)は、事業者の責務とされています。職場内の危険な場所や作業内容を不断に確認し、危険性の高いものから順次改善を行ってください。


□労働者1人1人に対する意識啓発をお願いします

職場内での転倒や、移動中の交通事故など、労働者1人1人の安全意識が重要となる、労働災害の割合が増えてきています。死亡災害などの重篤な災害を防ぐためには、労働者自身が危険性を事前に察知することも重要なことです。

この観点から、労働者1人1人に対し、事業場内の設備や作業内容等に応じた安全衛生に関する教育、労働災害防止のための意識啓発の取組をお願いします。

首都東京で働く人の労働災害を防ぎましょう！東京労働局では、第13次労働災害防止計画に基づく取組を推進しています。

例



期日 平成 年 月 日
期日 平成 年 月 日

安全衛生方針

当社は、「従業員の安全」、「お客様の安全」の礎である」との理念に基づき、安全衛生の基本方針を以下のとおり定め、経営者、従業員一丸となって労働災害防止活動の推進に努めます。

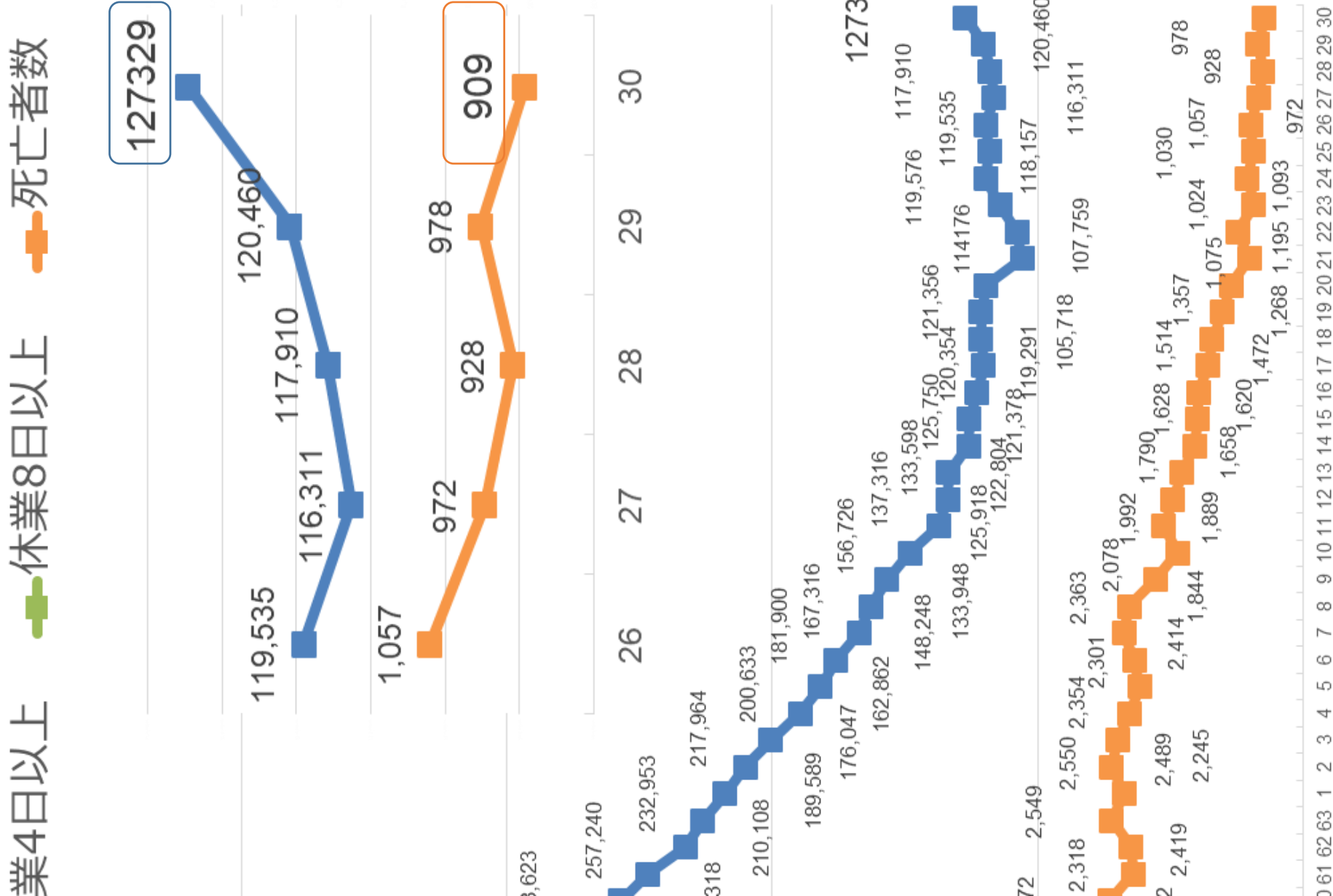
安全衛生の基本方針

- ①安全衛生活動の推進を可能とするための組織体制の整備、責任の所在の明確化を図る
- ②労使のコミュニケーションにより、職場の実情に応じた合理的な対策を講じる
- ③すべての社員(パート、アルバイト)に安全衛生確保に必要な十分な教育・訓練を実施する
- ④上記の実行に当たっては適切な経営資源を投入し、効果的な改善を継続的に実施する

会社名 株式会社●●スーパー
代表者 代表取締役 東京太郎
(自署で署名しましょう)



全産業における死傷者数の推移 [全国]



500000

481686

ピークは昭和36年
481,686件

体

400000

468139

435017

408331

398190

401760

349987

331342

300000

366273

337421

324435

333,311

294,319

278

246,891

200000

5619

5895

5,552

5,269

5,631

5,012

226,000

100000

5050

3,077

3,345

3,725

4,330

2,588

2,635

0

6095

6,046

6,088

6,303

6,208

6,048

2,342

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

39

40

41

42

43

44

45

46

47

48

49

50

51

52

53

54

55

56

57

58

59

60

61

62

63

64

65

66

67

68

69

70

71

72

73

74

75

76

77

78

79

80

81

82

83

84

85

86

87

88

89

90

91

92

93

94

95

96

97

98

99

100

101

102

103

104

105

106

107

108

109

110

111

112

113

114

115

116

117

118

119

120

121

122

123

124

125

126

127

128

129

130

131

132

133

134

135

136

137

138

139

140

141

142

143

144

145

146

147

148

149

150

151

152

153

154

155

156

157

158

159

160

161

162

163

164

165

166

167

168

169

170

171

172

173

174

175

176

177

178

179

180

181

182

183

184

185

186

187

188

189

190

191

192

193

194

195

196

197

198

199

200

201

202

203

204

205

206

207

208

209

210

211

212

213

214

215

216

217

218

219

220

221

222

223

224

225

226

227

228

229

230

231

232

233

234

235

236

237

238

239

240

241

242

243

244

245

246

247

248

249

250

251

252

253

254

255

256

257

258

259

260

261

262

263

264

265

266

267

268

269

270

271

272

273

274

275

276

277

278

279

280

281

282

283

284

285

286

287

288

289

290

291

292

293

294

295

296

297

298

299

300

301

302

303

304

305

306

307

308

309

310

311

312

313

314

315

316

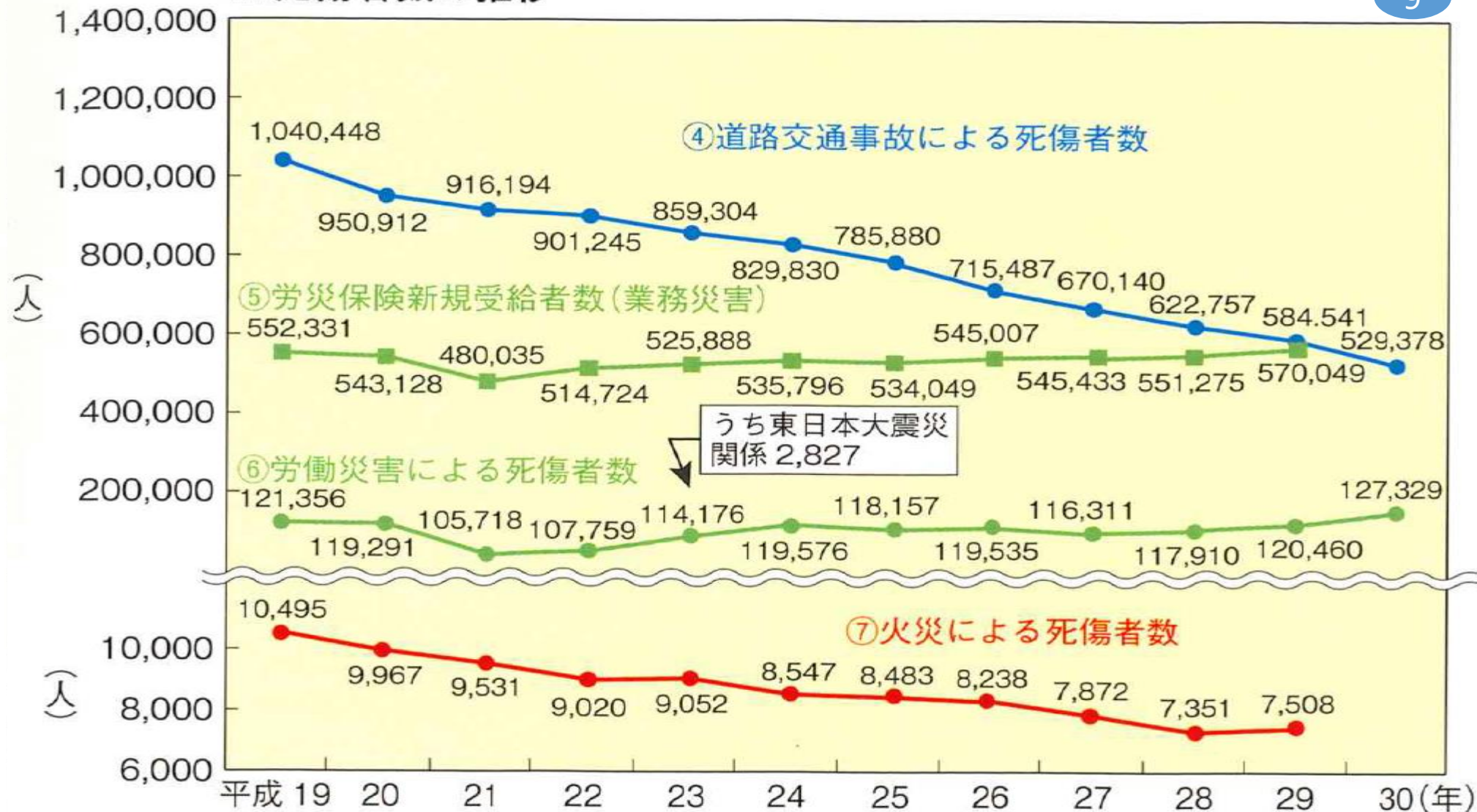
317

318

319

320

2. 死傷者数の推移



①・④：警察庁／②・⑦：消防庁／

③：厚生労働省（安全課調べ）／⑤：厚生労働省（労働者災害補償事業年報）／

⑥：厚生労働省（労災保険給付データ及び安全課調べ（H24～は労働者死傷病報告））

業種別死傷年千人率の推移

(休業4日以上) 平成24年～平成30年

	全産業	製造業										鉱業
		食料品	木材・木製品	化学工業	非鉄金属	金属製品	一般機械器具	電気機械器具	輸送用機械	電気・ガス・水道		
平成24年	2.3	3.0	6.2	13.1	1.7	2.3	5.7	1.6	0.6	1.7	0.5	9.9
平成25年	2.3	2.8	6.0	11.4	1.6	2.3	5.4	1.4	0.6	1.6	0.4	12.0
平成26年	2.3	2.9	5.9	12.3	1.6	2.2	5.7	1.4	0.6	1.7	0.5	8.1
平成27年	2.2	2.8	5.7	11.2	1.5	2.1	5.4	1.4	0.6	1.6	0.5	7.0
平成28年	2.2	2.7	5.7	11.0	1.5	2.1	5.3	1.4	0.7	1.4	0.4	9.2
平成29年	2.2	2.7	5.8	9.9	1.6	2.0	5.3	1.3	0.7	1.5	0.5	7.0
平成30年	2.3	2.8	5.8	10.9	1.7	2.2	5.2	1.3	0.7	1.7	0.6	10.7

	建設業	運輸業		林業	商業	金融業	通信・郵便業	教育研究業	保健衛生業	接客娯楽業	農業	漁業
		計	陸上貨物運送									
平成24年	5.0	6.3	8.4	31.6	1.9	0.8	4.5	0.3	1.5	2.4	5.7	15.0
平成25年	5.0	6.3	8.3	28.7	1.8	0.7	3.8	0.3	1.4	2.5	5.4	9.9
平成26年	5.0	6.4	8.4	26.9	1.8	0.8	3.6	0.3	1.5	2.5	5.2	6.3
平成27年	4.6	6.3	8.2	27.0	1.8	0.7	3.2	0.3	1.5	2.6	5.2	8.0
平成28年	4.5	6.3	8.2	31.2	1.8	0.7	3.6	0.3	1.5	2.5	5.1	8.9
平成29年	4.5	6.5	8.4	32.9	1.8	0.8	3.7	0.4	1.6	2.5	4.9	8.1
平成30年	4.5	6.8	8.9	22.4	2.0	0.7	3.8	0.4	1.7	2.5	5.2	7.4

資料出所：労働者死傷病報告及び総務省労働力調査

注1) 年千人率とは、労働者1,000人あたり1年間に発生する死傷者数を示すもので、次式で表される。

$$\text{年千人率} = \frac{\text{1年間の死傷者数}}{\text{1年間の平均労働者数}} \times 1,000$$

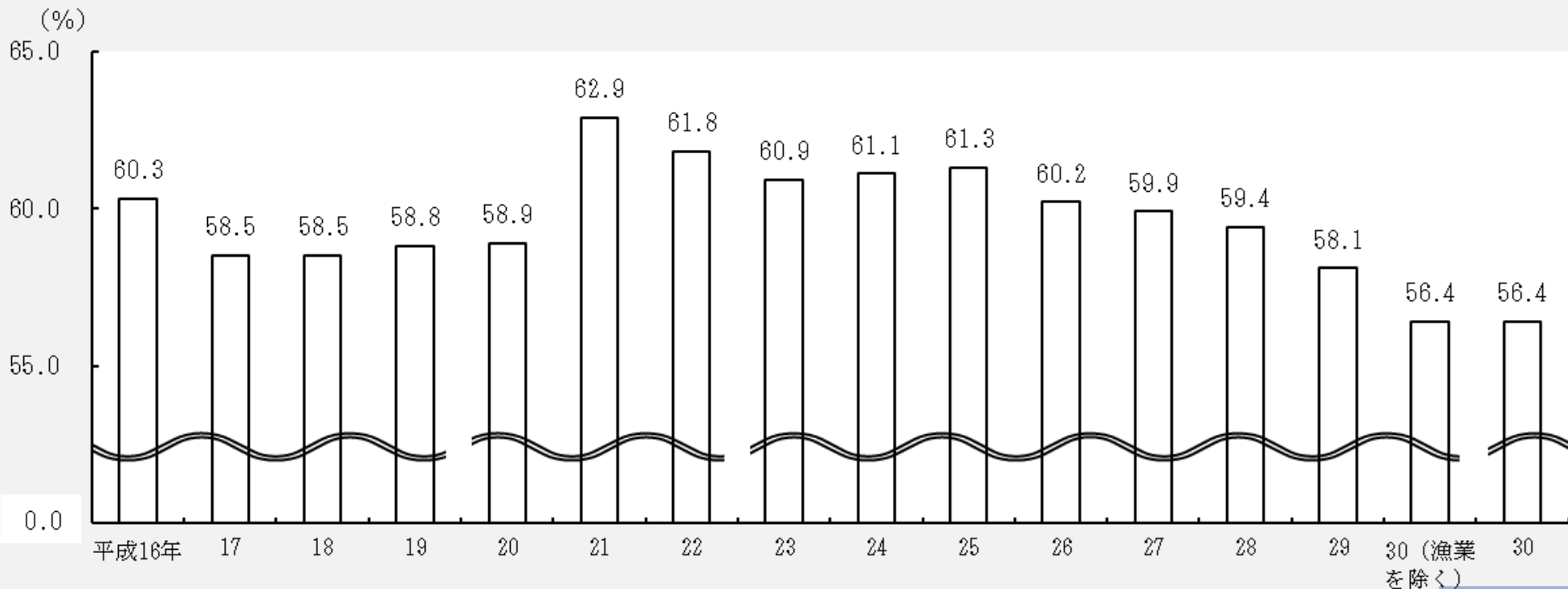
産業別労働災害率及び死傷者 1 人平均労働損失日数

(事業所規模100人以上)

産 業	度数率		強度率	死傷者 1 人 平均労働損 失日数 (日)
	死傷合計	死亡		
調 査 産 業 計	1.83	0.00	0.09	50.4
A 農業, 林業	6.28	0	0.16	25.5
B 漁業	5.46	0	0.10	18.5
C 鉱業, 採石業, 砂利採取業	1.43	0	0.07	49.3
D 建設業 (総合工事業を除く。)	0.79	0.03	0.28	349.8
E 製造業	1.20	0.01	0.10	85.7
F 電気・ガス・熱供給・水道業	0.65	0	0.01	22.3
G 情報通信業 (通信業、新聞業及び出版業に限る。)	0.33	0	0.01	21.8
H 運輸業, 郵便業	3.42	0.00	0.12	34.5
I 卸売業, 小売業	2.08	0.01	0.10	48.3
M 宿泊業, 飲食サービス業 (旅館, ホテルに限る。)	3.53	0	0.06	15.8
N 生活関連サービス業, 娯楽業 (洗濯業、旅行業及びゴルフ場に限る。)	4.90	0	0.11	22.7
P 医療, 福祉 (一部の業種に限る。) 3)	1.59	0.00	0.04	27.3
R サービス業 (他に分類されないもの) (一部の業種に限る。) 4)	3.86	0.00	0.13	33.1

無災害事業所の割合の推移

〔調査産業計（事業所規模100人以上）〕



注：1) 平成20年から調査対象産業に「医療、福祉」を追加したため、平成19年以前との時系列比較は注意を要する。

2) 平成23年から調査対象産業に「農業、林業」のうち農業を追加したため、平成22年以前との時系列比較は注意を要する。

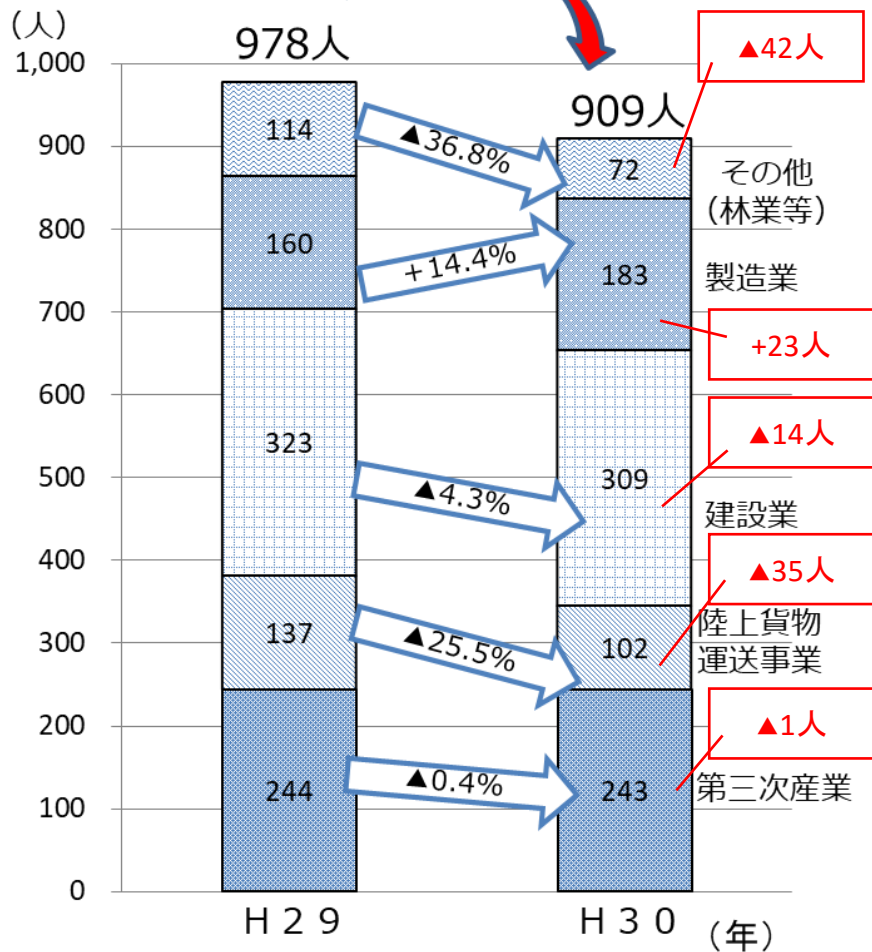
3) 平成30年から調査対象産業に「漁業」を追加したため、平成30年の数値については、漁業を除く調査産業計（左側）と漁業を含めた調査産業計（右側）を表示している。

労働災害発生状況(H30)確定値[全国]

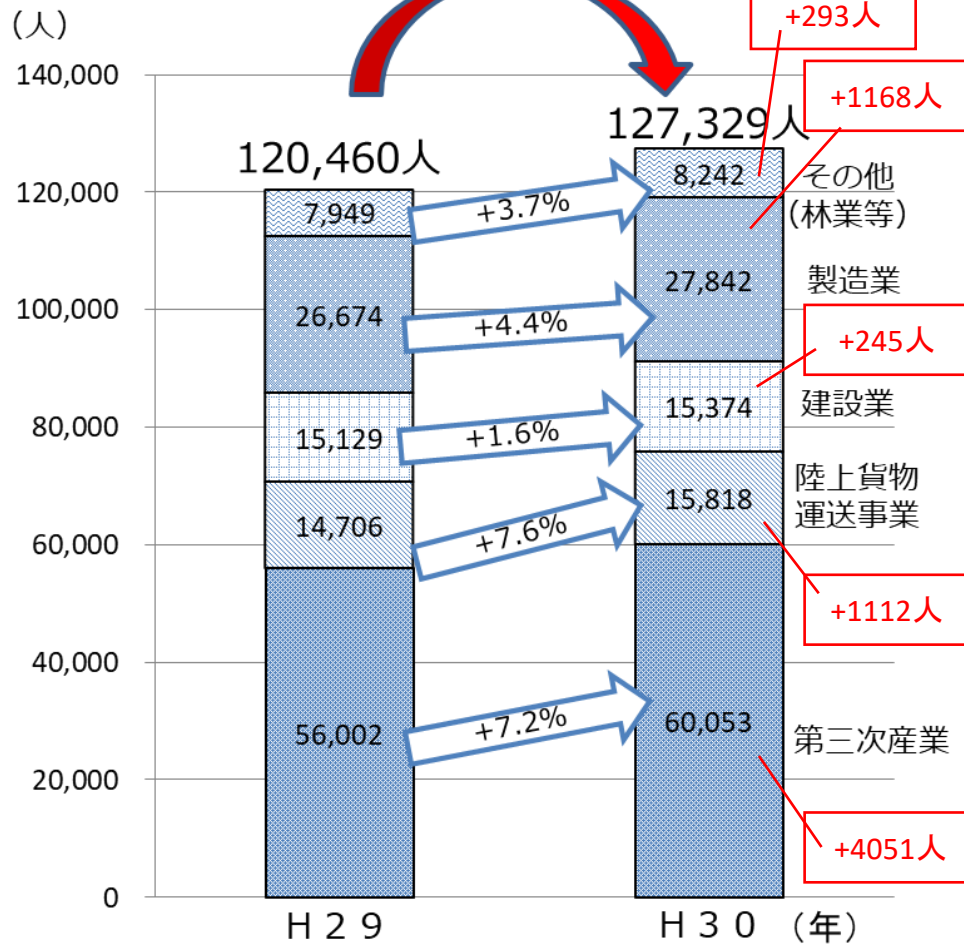
※ 平成30年1月1日から12月31日までに発生した労働災害について、4月8日までに報告があったものを集計したもの

死亡災害
▲69人(▲7.1%)

休業4日以上
の死傷災害
+6,869人(+5.7%)



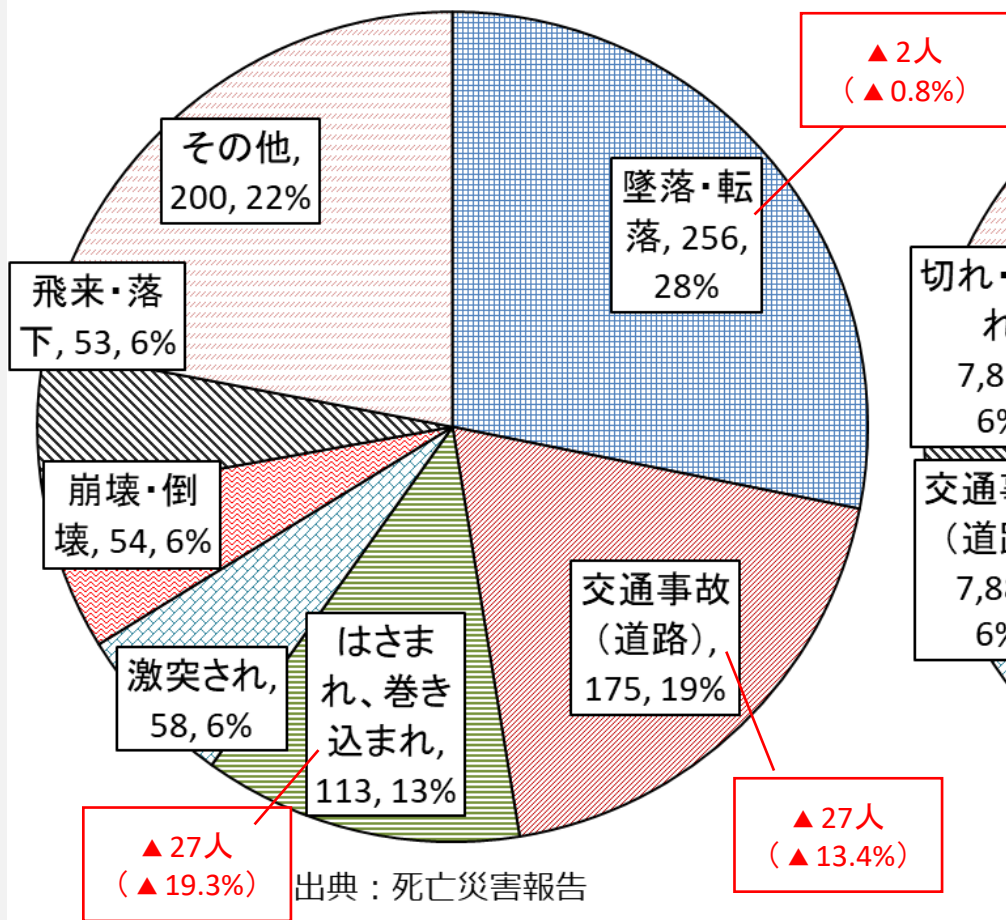
出典：死亡災害報告



出典：労働者死傷病報告

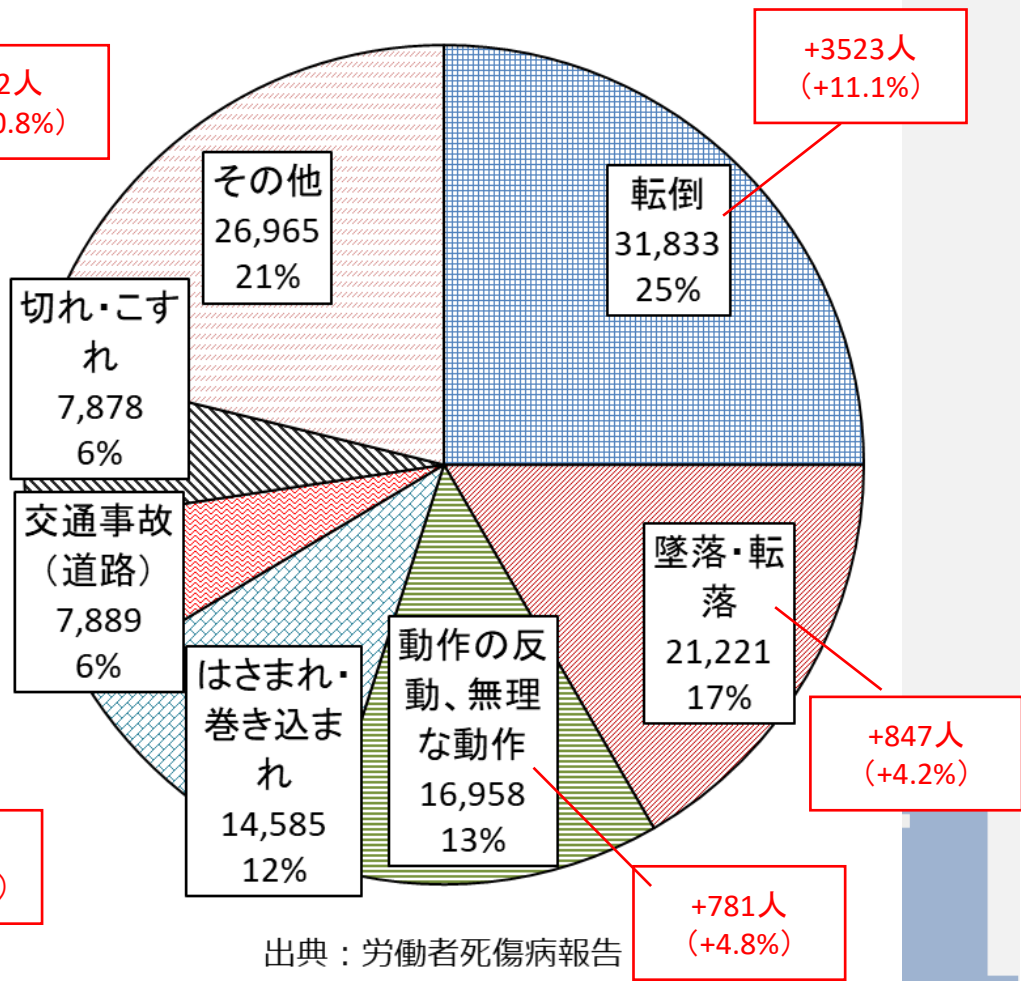
死亡災害

909人、前年同期比▲7.1%



休業4日以上の死傷災害

127,329人、前年同期比+5.7%

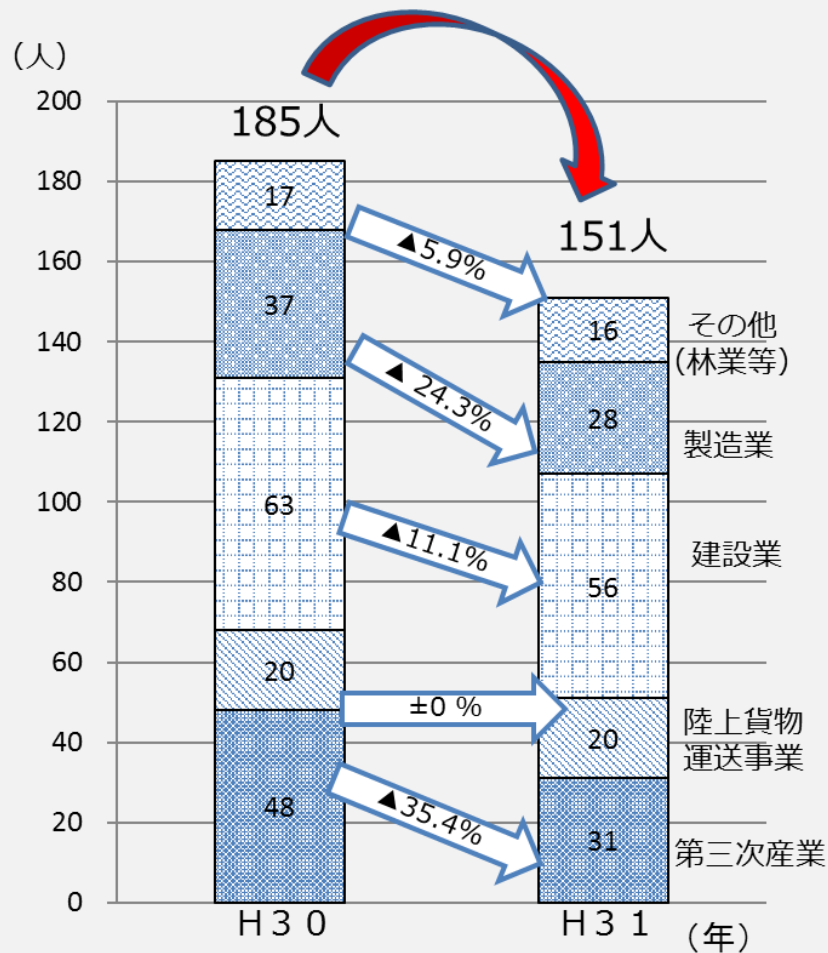


平成31年 労働災害発生状況（4月速報値）

※ 平成31年1月1日から3月31日までに発生した労働災害について、4月4日までに報告があったものを集計したもの

死亡災害

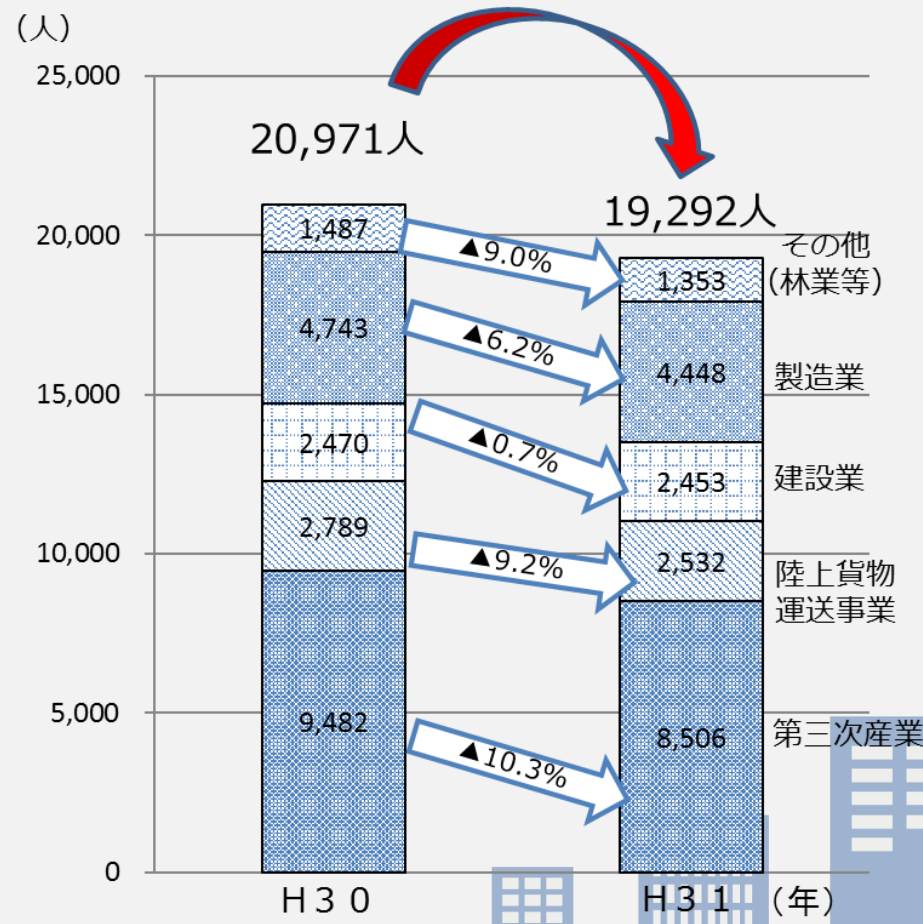
▲34人(▲18.4%)



出典：死亡災害報告

休業4日以上之死傷災害

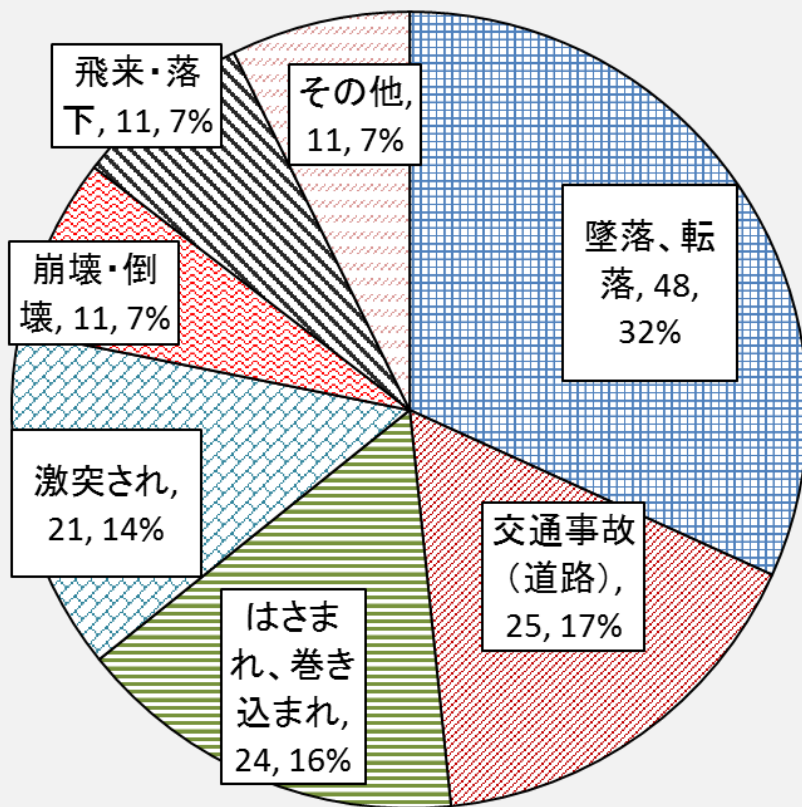
▲1,679人(▲8.0%)



出典：労働者死傷病報告

死亡災害

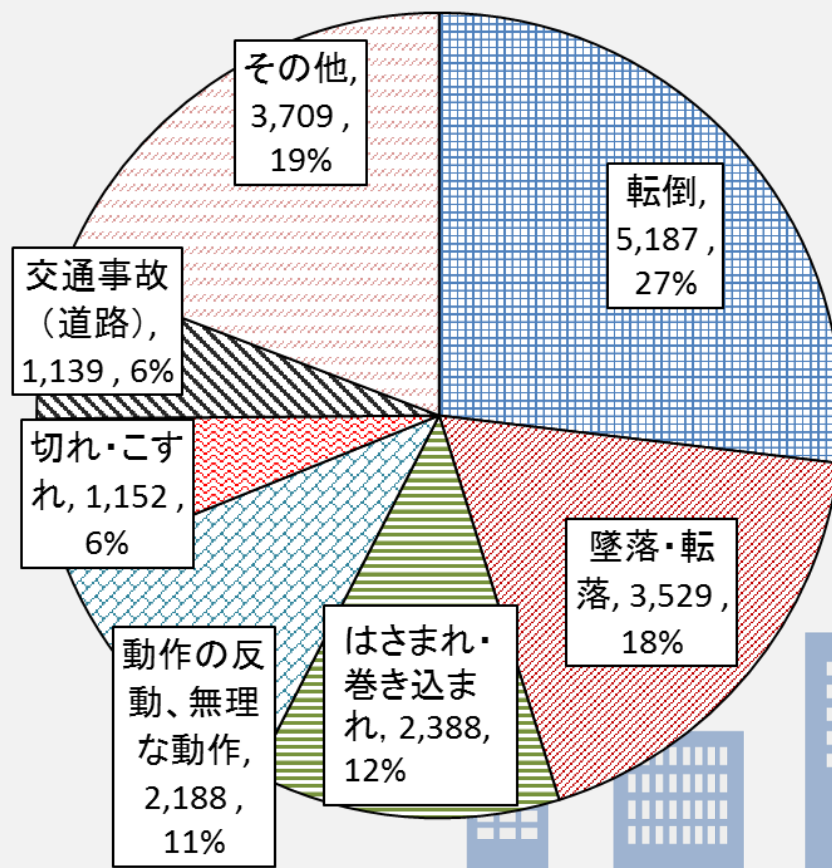
151人、前年同期比▲18.4%



出典：死亡災害報告

休業4日以上之死傷災害

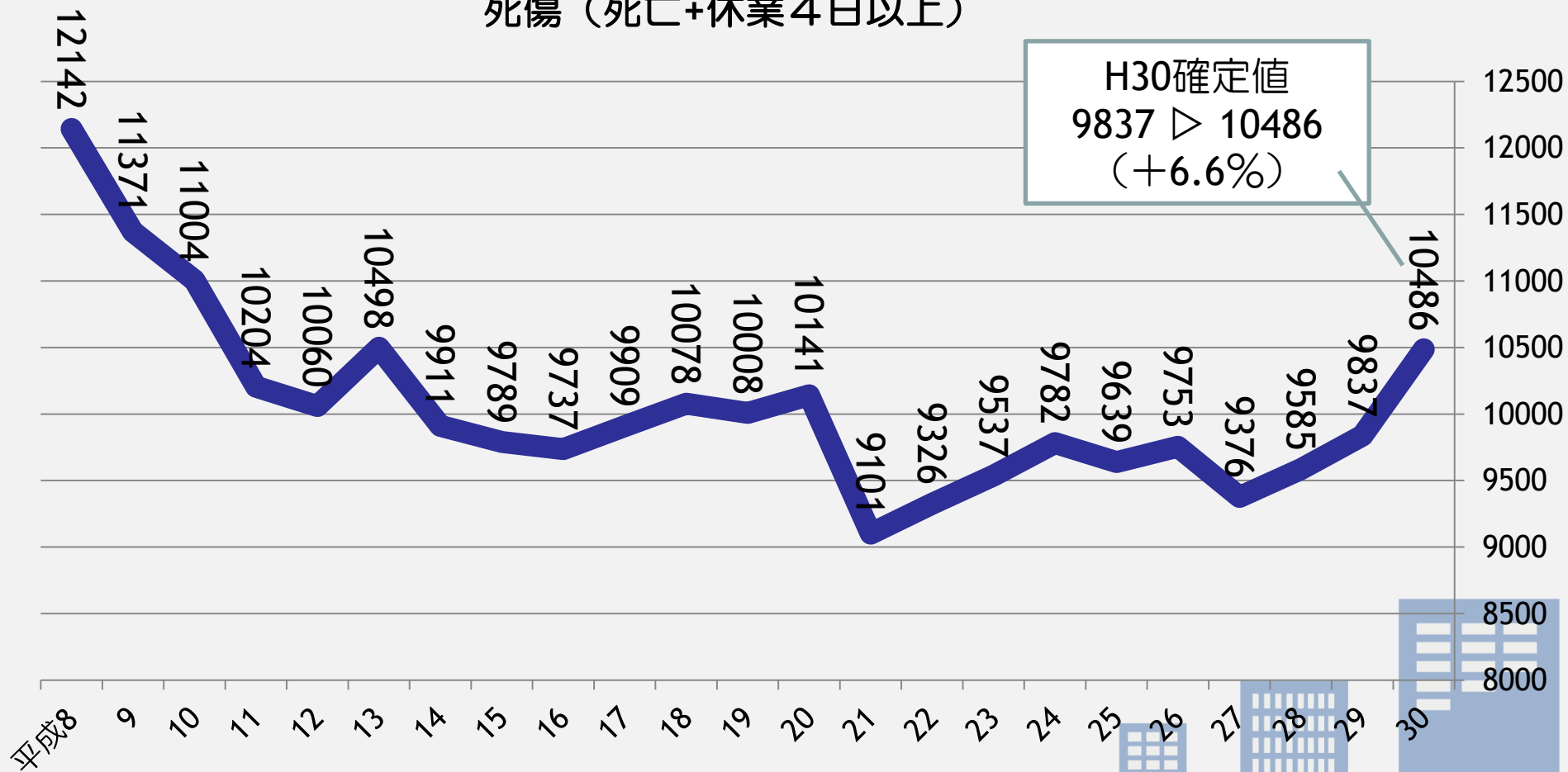
19,292人、前年同期比▲8.0%



出典：労働者死傷病報告

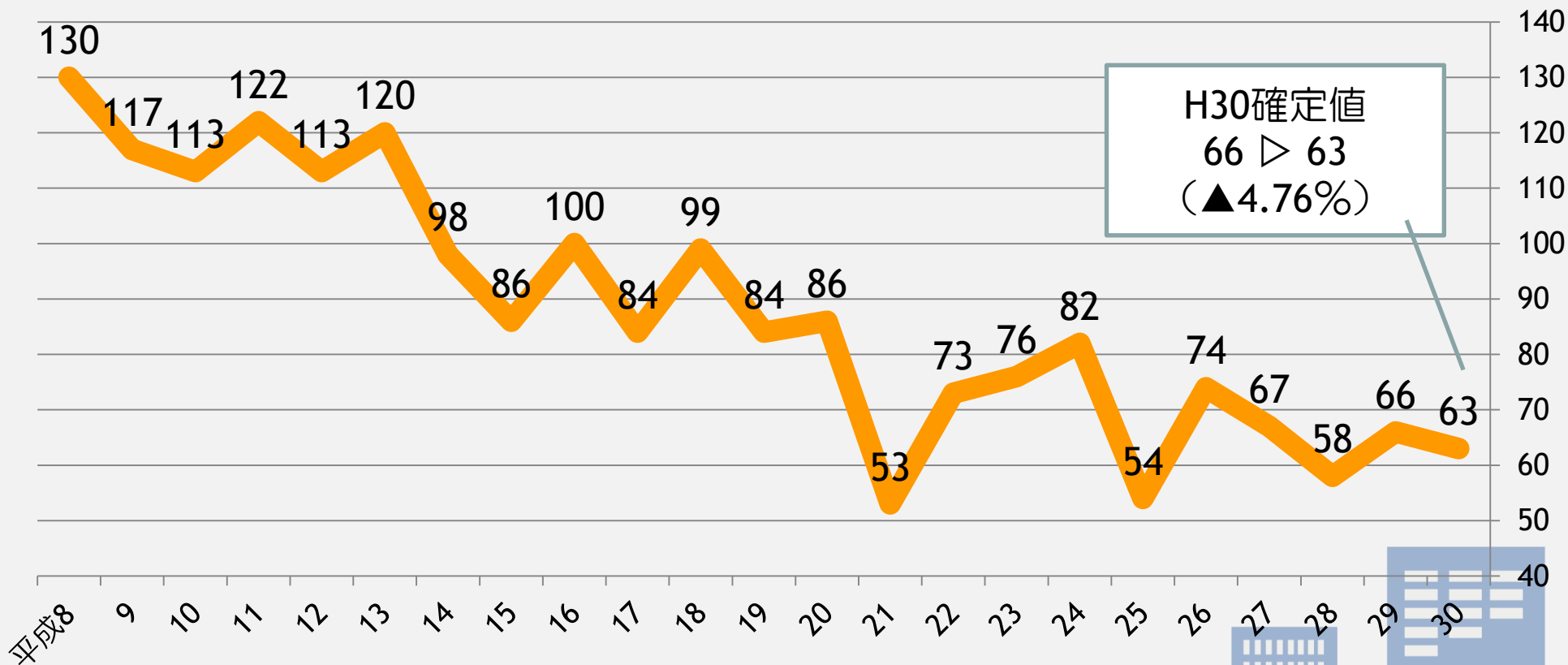
東京労働局管内の労働災害発生状況（死傷）

死傷（死亡+休業4日以上）



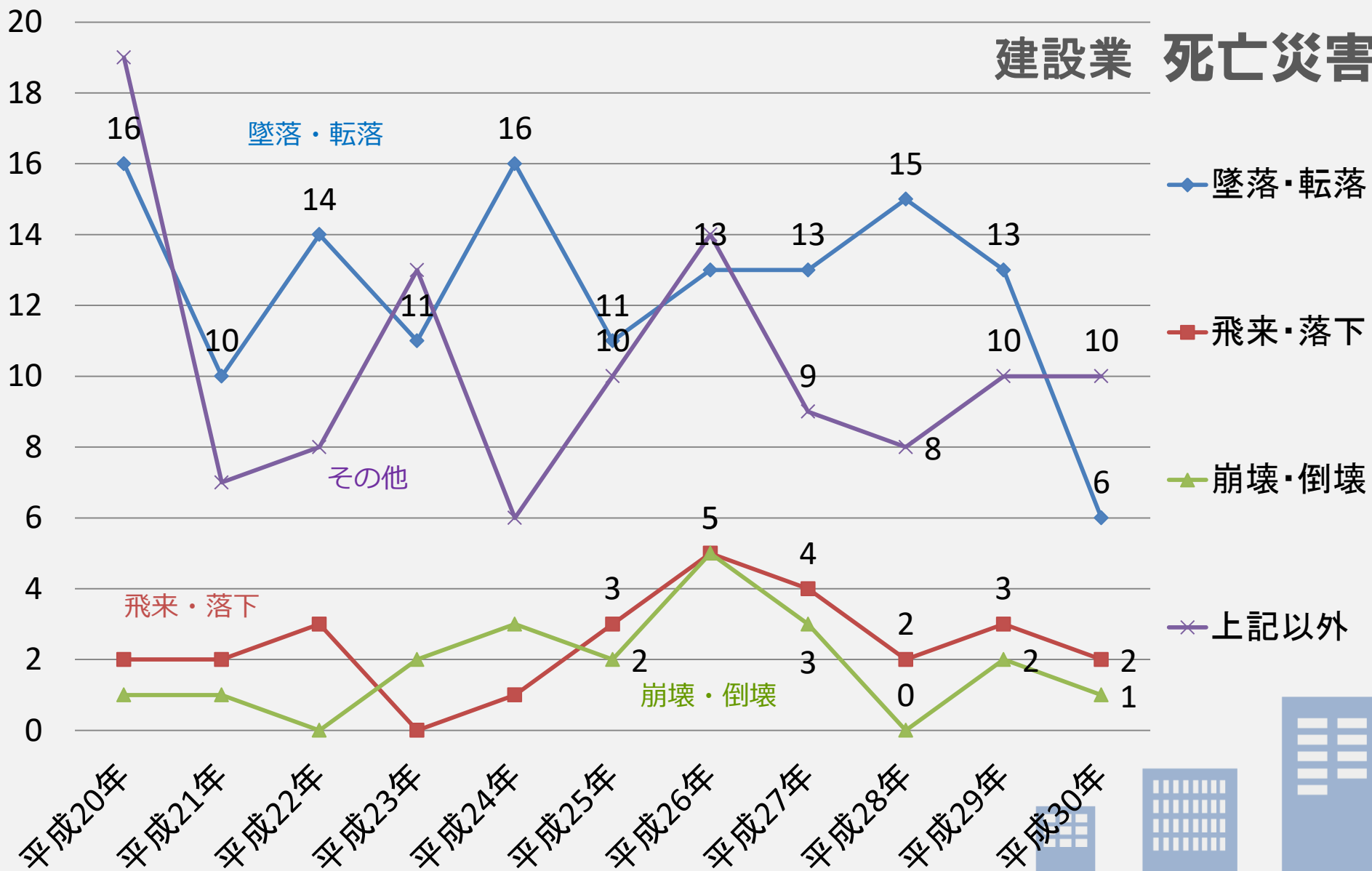
東京労働局管内の労働災害発生状況（死亡）

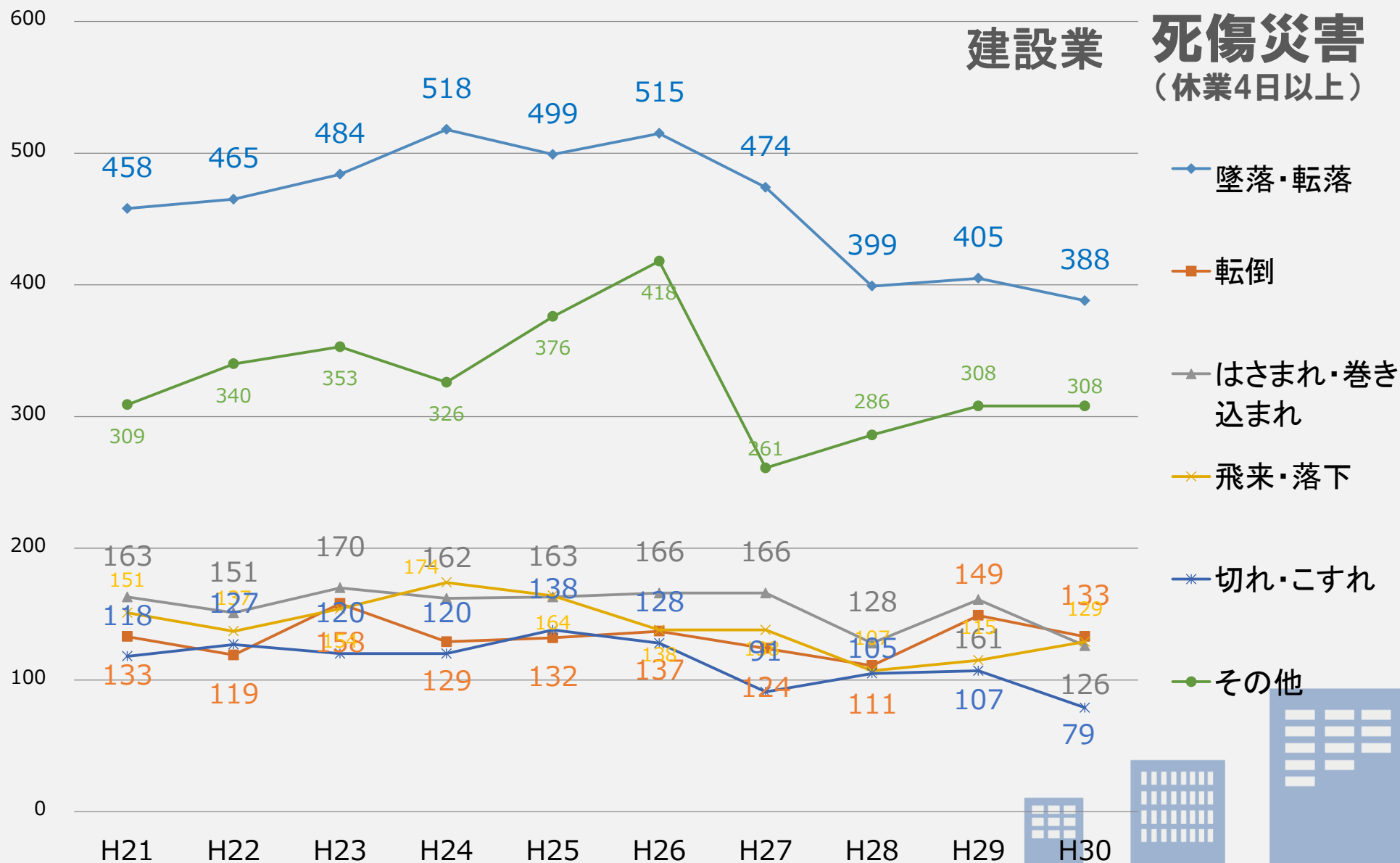
死亡



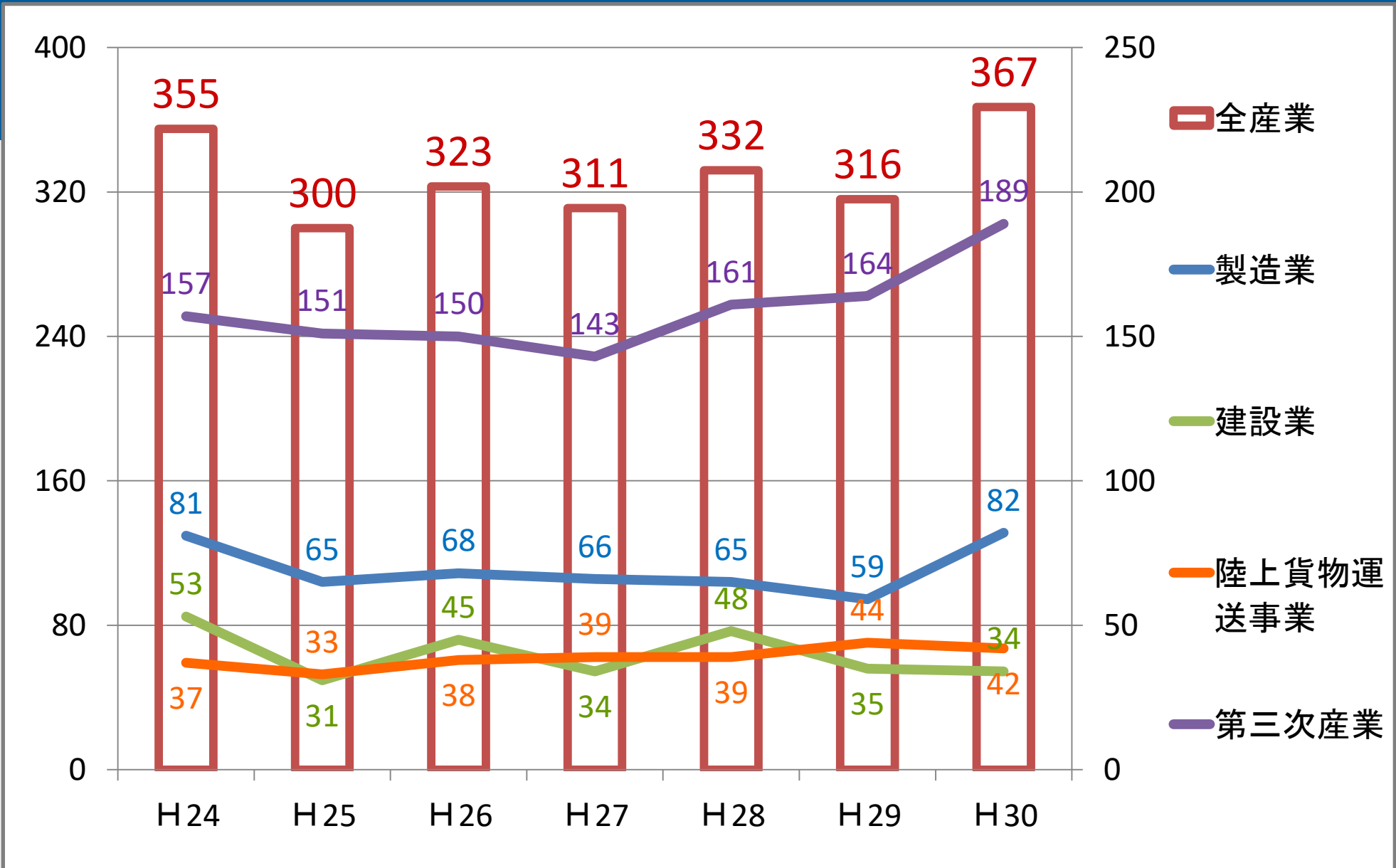
H30確定値
66 ▷ 63
(▲4.76%)

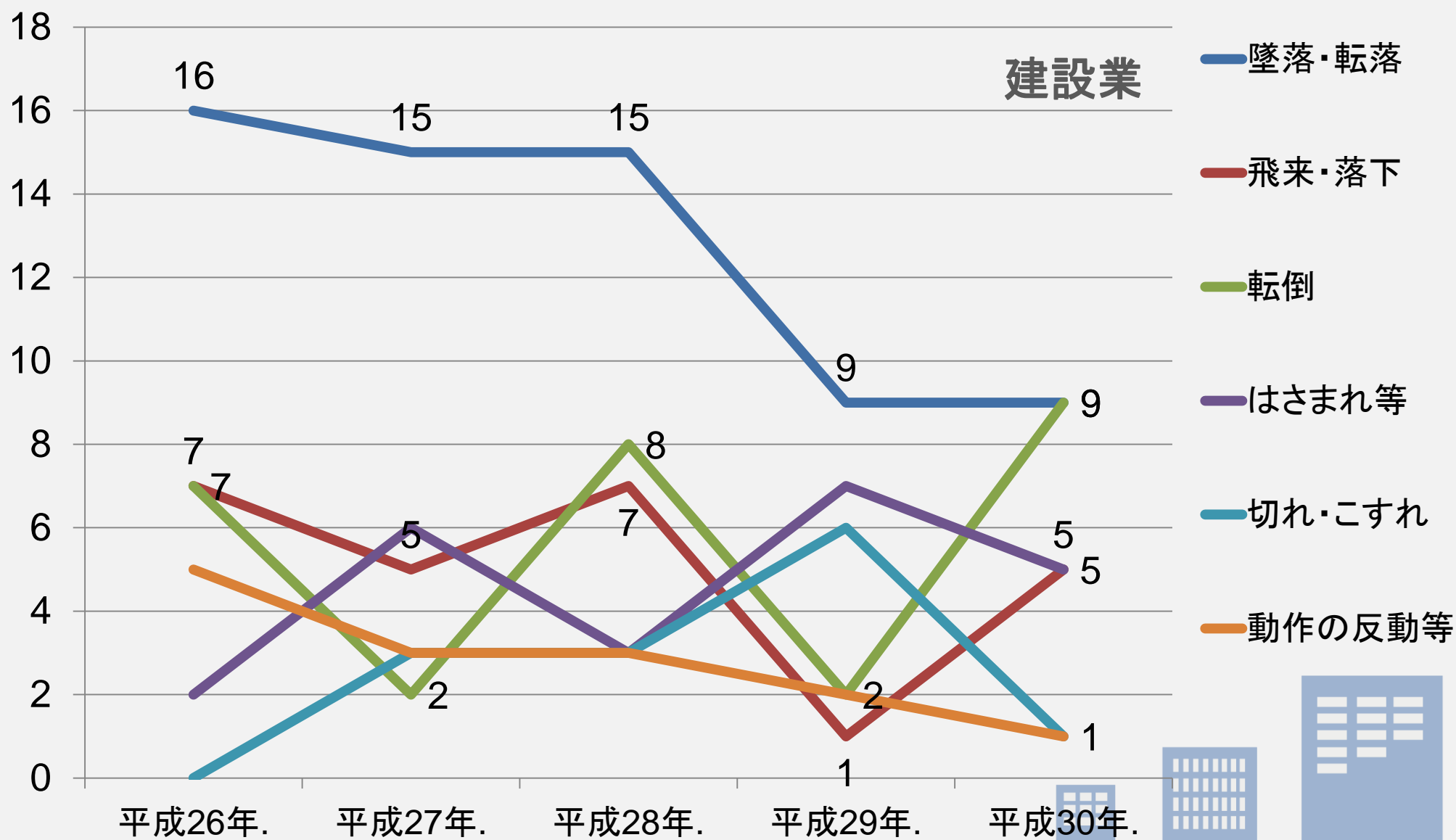
建設業 死亡災害





業種別・死傷災害発生状況(H24-H30) [青梅]





平成30年青梅署管内労働災害発生状況

青梅署13次防目標値→

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
311	305	300	295	290

死傷 災害発生状況(確定値)	
現在	367 件
前年同期	316 件

死亡 災害発生状況(確定値)	
現在	1 件
前年同期	1 件

青梅署13次防(1年目)目標値	
死傷(4日以上)	311 件以内
(前年比)	(-1.58%)
死亡	0 件以内

増減率(%) **16.1** %

増減率(%) **0.0** %

達成率(死傷) **367件/311件 超過**
(確定値) **(18%)**

達成率(死亡) **1件/0件 超過**
(確定値) **(100%)**

月別目標及び実績	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
(1年目)実績(月別速報値)→	42	(30)72	(32)104	(29)133	(29)162	(23)185	(29)214	(30)244	(37)281	(37)318	(25)343	(24)367
前年実績(月別確定値)→	35	(24)59	(29)88	(34)122	(24)146	(23)169	(34)203	(22)225	(18)243	(34)277	(24)301	(15)316
署13次防(1年目)目標値(月別)→	26	51	77	102	128	153	179	204	230	255	281	311

	全国	東京	()内
2018	127,329 (909)	10,486 (63)	は死亡
2017	120,460 (977)	9,837 (66)	者数
増減率	5.7	-7.0	6.6 -4.5

↑実績値の()内は当該月の数()外は累計、オレンジは目標値超、赤は前年確定値超、青は目標値以下

平成30年 死傷災害発生状況 (確定値)

青梅労働基準監督署

その1 署別・業種別

	製造業	建設業	* 土木工 事業	* 建築工 事業	木造家 屋建築 工事業	* 其他 の建設 業	運輸交 通業	* 道路貨 物運送 業	貨物取 扱業	商業	* 小売業	保健衛 生業	社会福 祉施設	接客娛 楽業	* 飲食店	清掃と 畜業	* ビルメ ン業	其他 の三次 産業	* 金融業	* 警備業	其他 (一次産 業)	署計
青梅	82	34	6	24	7	4	48	39	3	44	32	57	42	31	23	23	5	35		5	10	367
増減率(%)	39.0	-2.9	-64.7	60.0	133.3	33.3	4.3	-7.1	50.0	-13.7	-31.9	16.3	7.7	40.9	53.3	91.7	400.0	16.7	-100.0	25.0	0.0	16.1
全業種中の割合	22.3%	9.3%	1.6%	6.5%	1.9%	1.1%	13.1%	10.6%	0.8%	12.0%	8.7%	15.5%	11.4%	8.4%	6.3%	6.3%	1.4%	9.5%	0.0%	1.4%	2.7%	100.0%
	18.7%	11.1%	5.4%	4.7%	0.9%	0.9%	14.6%	13.3%	0.6%	16.1%	14.9%	15.5%	12.3%	7.0%	4.7%	3.8%	0.3%	9.5%	1.3%	1.3%	3.2%	100.0%

(注1) 上段は本年4月末日現在 (確定値)
下段は前年同期 (確定値)

(注2) データは労働者死傷病報告による死亡及び休業4日以上の災害。

平成31年 死亡災害発生状況 (確定値)

青梅労働基準監督署

その1 署別・業種別

	製造業	建設業	* 土木工 事業	* 建築工 事業	木造家 屋建築 工事業	* 其他 の建設 業	運輸交 通業	* 道路貨 物運送 業	貨物取 扱業	商業	* 小売業	保健衛 生業	社会福 祉施設	接客娛 楽業	* 飲食店	清掃と 畜業	* ビルメ ン業	其他 の三次 産業	* 金融業	* 警備業	其他 (鉱業、 農林業、 畜産、 水産業)	署計
青梅							1	1														1
全業種中の割合	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 上段は本年4月末日現在 (確定値)
下段は前年同期 (確定値)

平成30年 事故の型別・死傷災害発生状況（確定値）

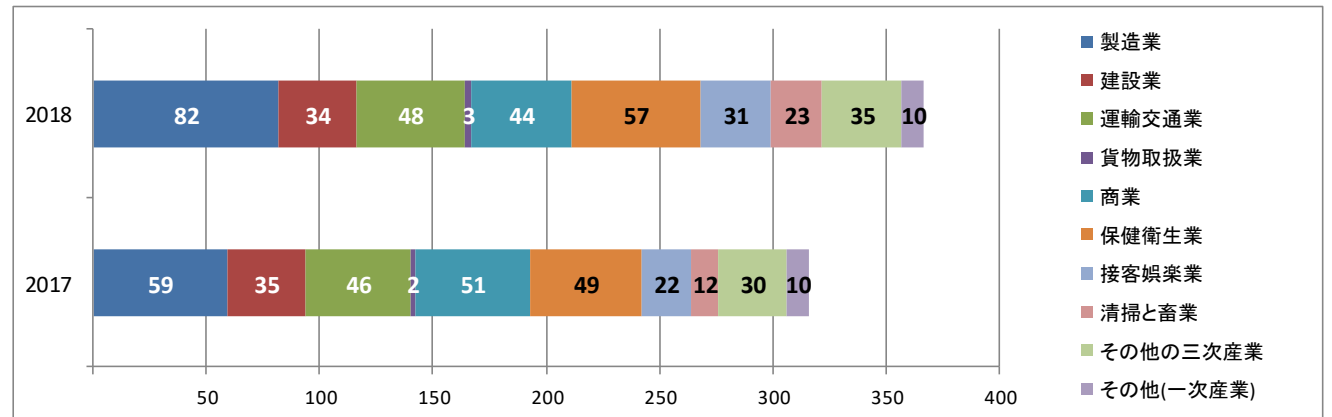
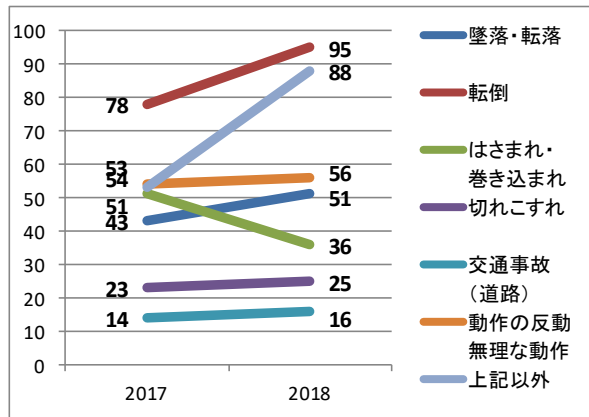
業種別・事故の型別

青梅労働基準監督署

	製造業	建設業	* 土木工 事業	* 建築工 事業	木造家 屋建築 工事業	* その他 の建設 業	運輸交 通業	* 道路貨 物運送 業	貨物取 扱業	商業	* 小売業	保健衛 生業	社会福 祉施設	接客娛 楽業	* 飲食店	清掃と 畜業	* ビルメ ン業	その他 の三次 産業	* 金融業	* 警備業	その他 (一次産 業)	署計
	4	9	3	6	2		14	14	6	6	3	3	2	5	3	2	1	5			2	51
墜落・転落	8	9	1	5	1	3	11	11		5	3	4	3	5	3	2		5			2	51
増減率(%)	100.0	0.0	-66.7	-16.7	-50.0	300.0	-21.4	-21.4	-	-16.7	-50.0	33.3	50.0	500.0	300.0	-50.0	-100.0	400.0	-	-	0.0	18.6
転倒	21	9	1	8	2		13	11	1	7	6	21	12	8	6	5	2	9		4	1	95
増減率(%)	133.3	350.0	100.0	300.0	200.0	-	30.0	10.0	-50.0	-61.1	-64.7	40.0	0.0	0.0	0.0	150.0	200.0	-25.0	-100.0	100.0	100.0	21.8
はさまれ・ 巻き込まれ	21	5	1	3	1	1				3	2	1				2	1	3			1	36
増減率(%)	-16.0	-28.6	-50.0	50.0	0.0	-66.7	-100.0	-100.0	-	-57.1	-60.0	-66.7	-100.0	-	-	-33.3	100.0	200.0	-	-	-50.0	-29.4
切れこすれ	7	1		1	1		1	1		4	3			8	7			1			3	25
増減率(%)	16.7	-83.3	-100.0	-66.7	100.0	-	100.0	100.0	-	0.0	-25.0	-100.0	-100.0	800.0	700.0	-100.0	-	0.0	-	-	-25.0	8.7
交通事故 (道路)	1						4	2		3	3	4	4			1		3				16
増減率(%)	0.0	-100.0	-100.0	-	-	-	33.3	100.0	-	200.0	200.0	400.0	400.0	-	-	100.0	-	-50.0	-100.0	-100.0	-	14.3
動作の反動 無理な動作	9	1		1	1		7	4	2	11	6	14	11	2	1	4	2	6				56
増減率(%)	28.6	-50.0	-100.0	100.0	100.0	-	16.7	-20.0	200.0	10.0	-33.3	-6.7	-15.4	-71.4	-75.0	300.0	200.0	0.0	-	-	-	3.7
上記以外	15	9	3	6	1		12	10		11	9	13	12	8	6	9		8		1	3	88
	7	6	4	2			10	9		5	5	12	9	7	5	1		3	1	1	2	53

(注1) 上記表の上段は本年4月末日現在(確定値)下段は前年同期(確定値)、(注2) データは労働者死傷病報告による死亡及び休業4日以上の災害。

※ 下記グラフの項目の「2018」は本年4月末日現在、(確定値)「2017」は前年同期(確定値)



令和元(2019)年青梅署管内労働災害発生状況

青梅署13次防目標値→

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
311	305	300	295	290

死傷 災害発生状況(5月31日現在)

現在 99 件

前年同期 114 件

死亡 災害発生状況(5月31日現在)

現在 0 件

前年同期 0 件

青梅署13次防(2年目)目標値

死傷(4日以上) **305** 件以内
(前年比) (-16.89%)

死亡 **0** 件以内

増減率(%) **-13.2** %

増減率(%) **-** %

5月度 達成率(死傷) **99件/128件 (-22.7%)** 目標内

達成率(死亡) **0件/0件 (0%)** 目標内

月別目標及び実績(2年目)実績(月別速報値)→	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
前年実績(月別確定値)→	31	(26)57	(21)78	(2)80								
署13次防(2年目)目標値(月別)→	42	(30)72	(32)104	(29)133	(29)162	(23)185	(29)214	(30)244	(37)281	(37)318	(25)343	(24)367
	26	51	77	102	128	153	179	204	230	255	281	305

↑実績値の()内は当該月の数()外は累計、オレンジは目標値超、赤は前年確定値超、青は目標値以下↓

	全国	東京	()内
2019	37,656 (260)	2,816 (15)	は死亡者数
2018	39,900 (266)	2,972 (11)	
増減率	-5.6	-2.3	-5.2 36.4

令和元年 死傷災害発生状況 (令和元(2019)年5月末日現在)

その1 署別・業種別

青梅労働基準監督署

	製造業	建設業	* 土木工事業	* 建築工事業	木造家屋建築工事業	* その他の建設業	運輸交通業	* 道路貨物運送業	貨物取扱業	商業	* 小売業	保健衛生業	社会福祉施設	接客娯楽業	* 飲食店	清掃と畜業	* ビルメン業	その他の三次産業	* 金融業	* 警備業	その他(鉱業、農林業、畜産・水産業)	全産業
東京	190	367	61	252	27	54	504	300	47	482	373	264	207	252	199	263	175	424	20	95	23	2816
	194	344	52	246	24	46	576	295	33	507	368	266	205	271	214	242	172	525	37	91	14	2972
増減率(%)	-2.1	6.7	17.3	2.4	12.5	17.4	-12.5	1.7	42.4	-4.9	1.4	-0.8	1.0	-7.0	-7.0	8.7	1.7	-19.2	-45.9	4.4	64.3	-5.2
青梅	20	8	3	4	1	1	14	13	2	7	5	21	17	8	6	8		6		2	5	99
	34	9		8	2	1	16	13	1	20	16	14	9	7	5	2		8			3	114
増減率(%)	-41.2	-11.1	300.0	-50.0	-50.0	0.0	-12.5	0.0	100.0	-65.0	-68.8	50.0	88.9	14.3	20.0	300.0	-	-25.0	-	200.0	66.7	-13.2
全業種中の割合	20.2%	8.1%	3.0%	4.0%	1.0%	1.0%	14.1%	13.1%	2.0%	7.1%	5.1%	21.2%	17.2%	8.1%	6.1%	8.1%	0.0%	6.1%	0.0%	2.0%	5.1%	100.0%
	29.8%	7.9%	0.0%	7.0%	1.8%	0.9%	14.0%	11.4%	0.9%	17.5%	14.0%	12.3%	7.9%	6.1%	4.4%	1.8%	0.0%	7.0%	0.0%	0.0%	2.6%	100.0%

(注1) 上段は本年5月末日現在(速報値) (注2) データは労働者死傷病報告による死亡及び休業4日以上の災害。
下段は前年同期(速報値)

令和元年 死亡災害発生状況 (令和元(2019)年5月末日現在)

その1 署別・業種別

青梅労働基準監督署

	製造業	建設業	* 土木工事業	* 建築工事業	木造家屋建築工事業	* その他の建設業	運輸交通業	* 道路貨物運送業	貨物取扱業	商業	* 小売業	保健衛生業	社会福祉施設	接客娯楽業	* 飲食店	清掃と畜業	* ビルメン業	その他の三次産業	* 金融業	* 警備業	その他(鉱業、農林業、畜産・水産業)	署計
東京	1(0)	7(0)	3(0)	4(0)			1(0)		2(0)							4(0)	4(0)					15(0)
(()内は青梅)		3(0)		3(0)			2(0)	1(0)		1(0)						1(0)	1(0)	4(0)		1(0)		11(0)
全業種中の割合	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 上段は本年5月末日現在(速報値) 下段は前年同期(速報値)

令和元年 事故の型別・死傷災害発生状況 (令和元(2019)年5月末日現在)

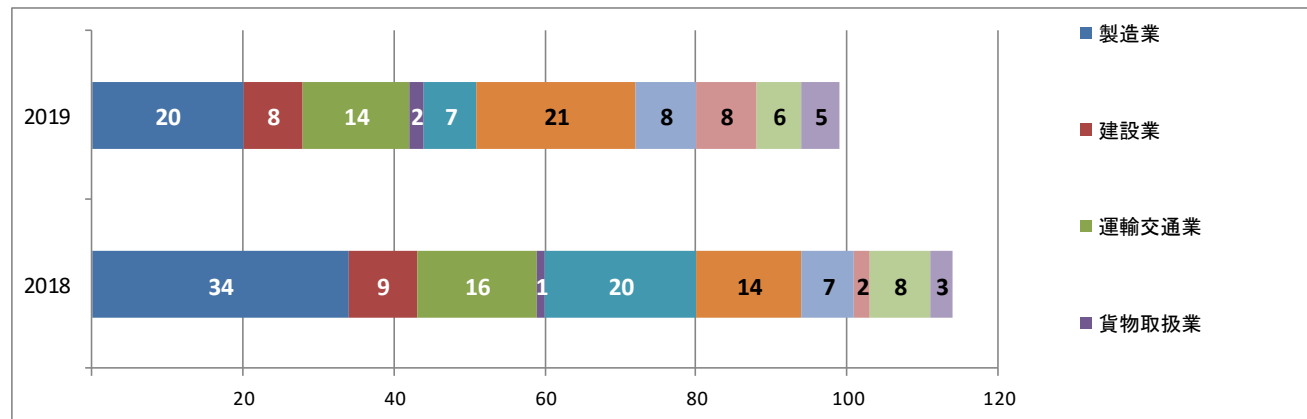
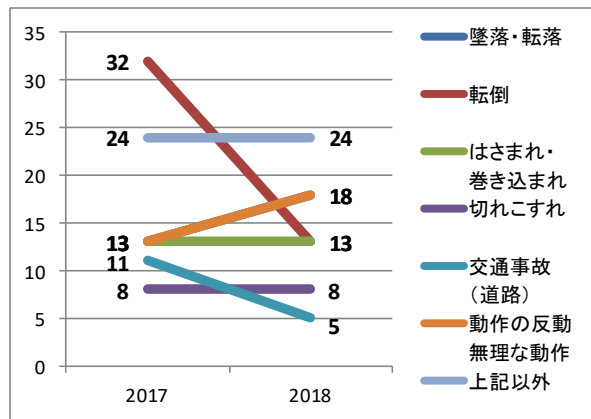
業種別・事故の型別

青梅労働基準監督署

事故の型別	製造業	建設業	* 土木工 事業	* 建築工 事業	木造家 屋建築 工事業	* その建設 業	運輸交 通業	* 道路貨 物運送 業	貨物取 扱業	商業	* 小売業	保健衛 生業	社会福 祉施設	接客娛 楽業	* 飲食店	清掃と 畜業	* ビルメ ン業	その他 の三次 産業	* 金融業	* 警備業	その他 (一次産 業)	署計
	墜落・転落		3		2	1	1	7	7		1	1	3	2	1	1			1			2
増減率(%)	-100.0	50.0	-	0.0	0.0	100.0	75.0	75.0	-	100.0	100.0	300.0	200.0	0.0	0.0	-	-	0.0	-	-	100.0	38.5
転倒	2	2	1	1			1	1	1	2	2	1	1	2	1	1		1		1		13
増減率(%)	-81.8	100.0	100.0	0.0	-	-	-75.0	-75.0	0.0	-33.3	-33.3	-88.9	-75.0	100.0	100.0	0.0	-	0.0	-	100.0	-	-59.4
はさまれ・ 巻き込まれ	6	1	1				2	1	1	1				1				1				13
増減率(%)	-25.0	-66.7	100.0	-100.0	-100.0	-100.0	200.0	100.0	100.0	0.0	-100.0	-	-	100.0	-	-	-	0.0	-	-	-	0.0
切れこすれ	3	2	1	1												1					2	8
増減率(%)	50.0	200.0	100.0	100.0	-	-	-	-	-	-100.0	-100.0	-	-	-100.0	-100.0	100.0	-	-	-	-	200.0	0.0
交通事故 (道路)	1									1	1	1	1	2	2							5
増減率(%)	100.0	-	-	-	-	-	-100.0	-100.0	-	-66.7	-66.7	-50.0	-50.0	200.0	200.0	-100.0	-	-100.0	-	-	-	-54.5
動作の反動 無理な動作	3						2	2				8	7	1	1	2		2				18
増減率(%)	-25.0	-	-	-	-	-	100.0	100.0	-	-100.0	-100.0	800.0	700.0	0.0	0.0	200.0	-	0.0	-	-	-	38.5
上記以外	5						2	2		2	1	8	6	1	1	4		1		1	1	24
	5	3		3			4	3		5	4	3	3	1	1			1			2	24

(注1) 上記表の上段は本年5月末日現在(速報値) 下段は前年同期(速報値)、(注2) データは労働者死傷病報告による死亡及び休業4日以上(災害)

※ 下記グラフの項目の「2019」は本年5月末日現在、(速報値) 「2018」は前年同期(速報値)



第92回 全国安全週間実施要領

1 趣旨

本年度の全国安全週間は、厚生労働省の「平成31年度全国安全週間実施要綱」に基づき、**6月1日から30日までを準備期間、7月1日から7日までを本週間**として、下記のスローガンのもとに展開される。

この全国安全週間を契機に、経営トップの明確な方針のもと、店社と作業所が緊密に連携して安全衛生水準の一層の向上を図り、実効ある安全衛生管理活動を実施する。

新たな時代に
みんなで築こう

PDCA
ゼロ災職場

2 会員が実施する事項

会員は本実施要領をもとに、「建設業労働災害防止規程」及び「2019年度建設業労働災害防止対策実施事項」を参考として、企業の実態に応じた各会員が必要とする項目を盛り込んだ実施計画を作成し、積極的に推進する。

○ 準備期間（6/1～6/30）の実施事項

1 経営トップ等による現場安全パトロールの実施

- (1) 安全衛生管理体制及び安全衛生教育等の実施の確認
- (2) 「労働安全衛生関係法令」「社内の安全衛生規定」等の遵守状況についての安全パトロールによる確認
- (3) 経営トップ等からの安全訓示等による安全意識の高揚

2 リスクアセスメントの確実な実施

- (1) 設計・計画段階におけるリスクアセスメントの実施及びリスク低減措置の実施状況の確認
- (2) SDS（安全データシート）等により把握した危険有害情報に基づく、化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づくリスク低減措置の実践
(「ラベルでアクション」の取組の推進)

3 コスモスの導入と実施

- (1) 国際基準にも対応した「**建設業労働安全衛生マネジメントシステム（ニューコスモス）**」の導入と実施
- (2) 中小規模建設事業場向け「コンパクトコスモス」の導入と実施

4 墜落・転落災害の防止（三大災害の絶滅）

- (1) 高所作業においては作業床の設置。その設置が困難で墜落のおそれがある場合は、安全帯取付設備の設置及び**フルハーネス型安全帯の確実な使用の徹底**
- (2) 平成30年6月の労働安全衛生法施行令等一部改正に伴う、適切なフルハーネス型安全帯の選定及び正しい使用の徹底
- (3) **足場等の「より安全な措置」**として、法定の措置に加え、わく組足場の上さん、わく組足場以外の幅木等の設置
- (4) 足場の組立て等においては、「手すり先行工法」、十分な安全対策を盛り込んだ「大組、大払工法」等の採用、ならびに作業主任者、作業指揮者による作業手順の周知徹底及び作業状況の確認
- (5) 足場点検実務者研修の受講者等有資格者による足場の組立て後・変更時等における点検の実施、及び事業者による足場の始業前点検の確実な実施

(6) 開口部、作業床の端には、手すり、中さん等の設置及び注意喚起の表示等の「見える化」の推進

(7) 「墜落・転落災害撲滅キャンペーン」（期間：8月1日～9月10日）に向けたポスター等による啓発活動

5 建設機械・クレーン等災害の防止（三大災害の絶滅）

(1) 適切な機械の選定等のリスク低減措置を盛り込んだ施工計画及び作業計画・作業手順書の作成と実施の徹底

(2) 車両系建設機械・クレーン等の転倒または転落災害防止対策の徹底

(3) 作業範囲内の立入禁止措置や監視人の配置等、はさまれ・巻き込まれ災害防止対策の徹底

(4) 荷のつり上げ作業時は、つり荷の下への立入禁止措置の徹底

(5) 車両系建設機械・クレーン等の運転及び玉掛け作業における、法令で定められた有資格者の配置の徹底

6 倒壊・崩壊災害の防止（三大災害の絶滅）

- (1) 建築物等の解体工事は、構造物の状況等の調査に基づき、作業順序・切断方法・控えの設置方法等、危険防止措置を盛り込んだ施工計画及び作業手順の作成と実施
- (2) 足場は、強度及び風荷重を検討の上、壁つなぎ・控え・筋かい・水平つなぎを十分に設ける等、倒壊防止対策の徹底
- (3) 上下水道等の溝掘削工事等における、「土止め先行工法」による作業の実施
- (4) 斜面掘削作業等、崩壊のおそれのある作業場所では動態観測を行い、発注者、調査・設計者、施工者の三者共通の点検表に基づく点検の実施。その点検結果について安全性検討関係者会議等での共有化の徹底
- (5) (4) の点検を実施する者に対して「斜面の点検者に対する安全教育」の実施
- (6) 「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」等の遵守

7 転倒災害の防止

- (1) 「**STOP！転倒災害プロジェクト**」（重点取組期間：6月）の推進
- (2) 作業通路の段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消

- (3) 危険箇所の表示等、危険の「見える化」の実施
- (4) 4S活動（整理・整頓・清掃・清潔）等による、通路等の安全確保の徹底
- (5) 転倒災害防止のためのチェックリストを活用した安全点検の実施
- (6) 作業床や通路等の照度の確保

8 交通労働災害の防止

- (1) 運転者に対する交通安全教育、長時間継続した運転の禁止等の交通安全管理の実施
- (2) 事業所と現場の車両移動時及び作業終了後の運転者の休養等、疲労軽減への配慮や交通安全情報マップ等による危険情報の共有
- (3) 工事用車両等の運行について、事前の運行経路の選定、現場内での速度制限、安全標識の設置、誘導者の配置等の計画的な実施
- (4) 運転者の定期健康診断の実施状況及び運転前の健康状態の把握

9 不安全行動による災害の防止

- (1) 危険軽視の行動を見逃さない職場風土づくりの推進
- (2) 「危険予知活動、ヒヤリハット活動、ひと声かけあい運動」等の積極的な実施
- (3) 「近道・省略行為」等のルール違反行為の禁止
- (4) 「職場のあんぜんサイト」内の、「見える」安全コンクールの事例を参考にした「見える化」への取組

10 安全衛生教育の実施

- (1) 職長・安全衛生責任者、作業主任者、危険有害業務技能講習修了者等に対する能力向上教育の実施
- (2) フルハーネス型安全帯使用作業、足場の組立て作業等、危険有害業務従事者への特別教育の徹底
- (3) 「建設従事者教育」「新規参入者教育」「送り出し教育」等の安全衛生教育の実施
- (4) 建設従事者に対する危険体感教育の実施
- (5) 外国人労働者にも配慮した教育の実施

11 職業性疾病の防止

- (1) 建築物等の解体工事における石綿（アスベスト）使用の有無の事前調査及び石綿ばく露防止対策の確実な実施
- (2) アーク溶接作業、金属等の研磨作業、はつり・解体作業に係わる粉じん障害防止対策の徹底
- (3) 酸素欠乏症や一酸化炭素中毒等の防止対策の徹底
- (4) 腰痛及び振動障害の予防対策の徹底
- (5) 各種保護具の使用前点検の実施及び作業環境に応じた適切な使用の徹底

12 熱中症の予防

- (1) 「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」の推進
- (2) 熱中症予防のための健康K Yの実施
- (3) 作業者の作業前後及び作業中の体調確認の実施
- (4) WBGT値（暑さ指数）を把握し、適切な休憩時間の確保及び十分な水分・塩分等の積極的な摂取
- (5) 計画的な熱への順化期間（熱に慣れ、環境に適応する期間）の設定
- (6) 熱中症の症状が認められた場合は、迷わず119番通報の徹底

13 現場におけるメンタルヘルス対策の推進

- (1) 建設現場における安全施工サイクル（安全朝礼、K Yミーティング及び巡視等）を活用した、建災防方式健康K Yによる心身の健康状態や体調の把握と、無記名ストレスチェックに基づいた職場環境改善の促進
- (2) ストレスチェック及び面接指導の実施と、面接指導結果に基づき事業者が講ずるべき適切な措置の実施
- (3) 建災防に設置された事業者向けメンタルヘルス対策の相談窓口の活用
 - ・ 祝日を除く毎週月曜日 13：00～16：00
 - ・ 専用ダイヤル 03-3453-0974
- (4) 産業保健総合支援センターにおける、メンタルヘルス対策に関する中小規模事業所支援の活用
(<https://www.johas.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx>)

14 健康管理の推進

- (1) 作業者の心とからだの健康づくりの実施
- (2) 事業者による労働時間の把握と、長時間労働による健康障害防止対策の推進
- (3) 長時間労働者に対する面接指導等の実施の徹底
- (4) 「ずい道等建設労働者健康情報管理システム」への登録の徹底

○本週間（7/ 1～7/ 7）の実施事項

1 安全意識の高揚

- (1) **経営トップ等による安全についての決意表明**（例文参照）
- (2) 店社または作業所単位の安全衛生大会等の開催
- (3) 優良協力会社や優良な職長等の表彰の実施
- (4) 安全衛生責任者や職長等による職場安全懇談会等の開催
- (5) 家族みんなで安全衛生の大切さを共有

2 安全活動の実施

- (1) 経営トップ等による現場安全パトロール及び職場の
総点検の実施
- (2) 作業所一斉の工事用機械・設備・保護具等の安全点検
- (3) 4 S活動（整理・整頓・清掃・清潔）による作業環境の整備

3 安全衛生教育・訓練等の実施

- (1) 安全衛生に関する勉強会、講演会等の実施
- (2) 現場緊急時の措置に係る必要な訓練の実施

4 そのほか、本週間にふさわしい行事の実施

安全の誓い（例文）

今日から始まる全国安全週間は、労働災害のない安全で働きやすい職場をつくるための週間であります。

我々は、この週間を契機として自分の体は自分で守るという安全の基本をあらためて認識し、一人ひとりが安全な作業を心がけ、この作業所で災害を絶対おこさないよう一層努力することを誓います。

平成30年7月1日

作業員代表

○ ○ 建設(株)
○ ○ ○ ○

※安全の誓い（例文）を読み上げ等、作業所の安全意識の高揚を図る。

安全衛生管理体制の確立

事業場の安全衛生を確保するためには、労働安全衛生法令の遵守はもとより、事業場の自主的な安全衛生活動への取り組みが必要です。

効果的な安全衛生を行うには、経営トップが各級管理者の役割、権限などを明確することです。

①経営トップは安全衛生基本方針を表明しましょう

経営トップ自らの安全衛生に対する姿勢が事業場の安全衛生のレベルを決定します。経営トップは安全衛生基本方針を表明し、労働者へ周知しましょう。

②安全衛生に係る目標を設定し、計画を作成しましょう。

経営トップの安全衛生基本方針に基づいて、事業場における安全衛生に係る目標を設定し、目標の達成に向けた年間安全衛生計画を作成しましょう。(P26参照)

③安全衛生管理体制を確立しましょう。

労働安全衛生法では、業種、事業場規模などによって総括安全衛生管理者や安全管理者、衛生管理者、産業医、安全衛生推進者、衛生推進者などの選任を義務付けています。選任した場合は、その職務を明確にし、職務の遂行に必要な権限を与えましょう。

中小規模事業場の安全衛生管理の進め方

労働者が安全で健康に働くことができる職場づくり



労働安全衛生法の目的

労働安全衛生法(昭和57年法律第59号)第1条(目的)第1項は、労働者等の生命、身体及び健康の保護を図ることを目的として、労働安全衛生の確保に努めること、並びに労働者の安全で健康に働くことができる職場づくりを目的とする。

(1)労働安全衛生法(2)労働安全衛生法(3)労働安全衛生法

東京労働局 労働基準部

例



策定日 平成 年 月 日
 揭示日 平成 年 月 日

安全衛生方針

当社は、「『従業員の安全』は、『お客様の安全』の礎である」との理念に基づき、安全衛生の基本方針を以下のとおり定め、経営者、従業員一丸となって労働災害防止活動の推進に努めます。

安全衛生の基本方針

- ①安全衛生活動の推進を可能とするための組織体制の整備、責任の所在の明確化を図る
- ②労使のコミュニケーションにより、職場の実情に応じた合理的な対策を講じる
- ③すべての社員、パート、アルバイトに安全衛生確保に必要なかつ十分な教育・訓練を実施する
- ④上記の実行に当たっては適切な経営資源を投入し、効果的な改善を継続的に実施する

会社名 株式会社●●スーパー

代表者 代表取締役 東京太郎

(自筆で署名しましょう)

安衛法のそれぞれの立場における規定

図表 1-4 労働安全衛生法のそれぞれの立場における規定

事業者	機械等、爆発物等、エネルギーによる危険防止措置 (第 20 条)	危険時退避措置 (第 25 条)	定期自主検査 (第 45 条)
	作業方法、場所から生じる危険防止措置 (第 21 条)	救護措置 (第 25 条の 2)	就業制限 (第 61 条)
	健康障害防止措置 (第 22 条)	雇入れ時教育 (第 59 条第 1 項)	作業環境測定 (第 65 条)
	作業場の衛生環境整備 (第 23 条)	特別教育 (第 59 条第 3 項)	一般健康診断 (第 66 条第 1 項)
	作業行動から生じる危険防止措置 (第 24 条)	職長等教育 (第 60 条)	特殊健康診断 (第 66 条第 2 項)
元方事業者	関係請負人、労働者に対する指導・指示 (第 29 条)	危険な場所における危険防止措置 (第 29 条の 2)	危険時退避措置 (第 30 条の 3)
特定元方事業者	協議組織の設置・運営、作業間の連絡・調整、関係請負人に対する教育への指導・援助等の措置 (第 30 条)		
注文者	建設物等を請負人の労働者に使用させる場合の労働災害防止の措置 (第 31 条)	特定作業に従事させる場合の労働災害防止の措置 (第 31 条の 3)	違法な指示の禁止 (第 31 条の 4)

出所：国土交通省土地建設産業局建設業課『建設業法令遵守ガイドラインの改訂について（平成 26 年 10 月）』より

テーマ別に探す

報道・広報

政策について

厚生労働省について

統計情報・白書

所管の法令等

申請・募集・情報公開

↑ ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 労働政策全般 > 「働き方改革」の実現に向けて > 「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」について

雇用・労働

「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」について

🔵 各種リーフレット

🔵 Q&A

🔵 通達

🔵 法律・政令・省令、告示、公示の条文等

🔵 様式



各種リーフレット

働き方改革

【パンフレット】


▶  [「働き方改革～一億総活躍社会の実現に向けて」](#)  (2019/1掲載)[3,945KB]

【リーフレット】



▶  [「『働き方』が変わります!!」](#)  (2019/1掲載)[948KB]

時間外労働の上限規制


【パンフレット】

▶  [時間外労働の上限規制 わかりやすい解説](#)  (2018/12掲載)[3,365KB]

【リーフレット】

▶  [3.6 協定で定める時間外労働及び休日労働について留意すべき事項に関する指針について](#)  (2018/9掲載)
[680KB]

▶  [3.6 協定記載例（一般条項）](#)  (2018/9掲載)[1,032KB]

▶  [3.6 協定記載例（特別条項）](#)  (2018/9掲載)[1,368KB]

🔵 政策について

🔵 分野別の政策一覧

▶ [健康・医療](#)

▶ [子ども・子育て](#)

▶ [福祉・介護](#)



安衛法の改正点

- ① “労働時間の状況”の把握が必要となります
- ② 労働者の面接指導の要件等が変わります
- ③ 産業医・産業保健機能が強化されます
- ④ 法令等の周知の方法が追加されます
- ⑤ 心身の状態に関する情報（要配慮個人情報）の取扱い規程の作成について示されました

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

安全衛生関係リーフレット等一覧

分類	題名	作成年月日
リーフレット	「産業医・産業保健機能」と「長時間労働者に対する面接指導等」が強化されます【PDF形式・1.688KB】 NEW	平成31年3月
資料・教材	事業場における労働者の健康情報等の取扱規程を策定するための手引き【PDF：6.161KB】 NEW	平成31年3月
資料・教材	産業保健活動をチームで進めるための実践的事例集～産業保健チームを効果的に活用しましょう！～【PDF：2.533KB】 NEW	平成31年3月

働き方改革関連法により
2019年4月1日から
「産業医・産業保健機能」と
「長時間労働者に対する面接指導等」が強化されます

Part1 産業医・産業保健機能の強化

Chapter1 産業医の活動環境の整備

Section1 産業医の独立性・中立性の強化

Part2 長時間労働者に対する面接指導等

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

事業場における労働者の健康情報等の
取扱規程を策定するための手引き

2019年3月
厚生労働省

産業保健活動をチームで
進めるための実践的事例集

～産業保健チームを効果的に
活用しましょう！～

2019年3月
厚生労働省

安全衛生関係リーフレット **検索**



事業者が策定すべき取扱規程の内容、策定の方法、運用等について定めたもの

事業者が、安衛法に基づき実施する健康診断等の「健康確保措置」や「ストレスチェック等の情報」については、そのほとんどが個人情報保護法に規定する「要配慮個人情報」に該当する情報である。

事業場における心身の状態の情報の適正な取扱いのための規程（以下「取扱規程」）を策定すること（策定したときは下記※により周知すること）

事業者

※ 規程等により定め、当該文書を常時作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付ける、イントラネットに掲載を行う等の方法により周知すること。

委員会

事業場ごとに衛生委員会又は安全衛生委員会（以下「衛生委員会等」という。）を活用して労使関与の下で、その内容を検討して定めること。

「取扱規程」を策定するにあたっては、「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を参考に、次頁の表の事項にかかる取扱を定める規程を作成すること。

全文はここから取得してください

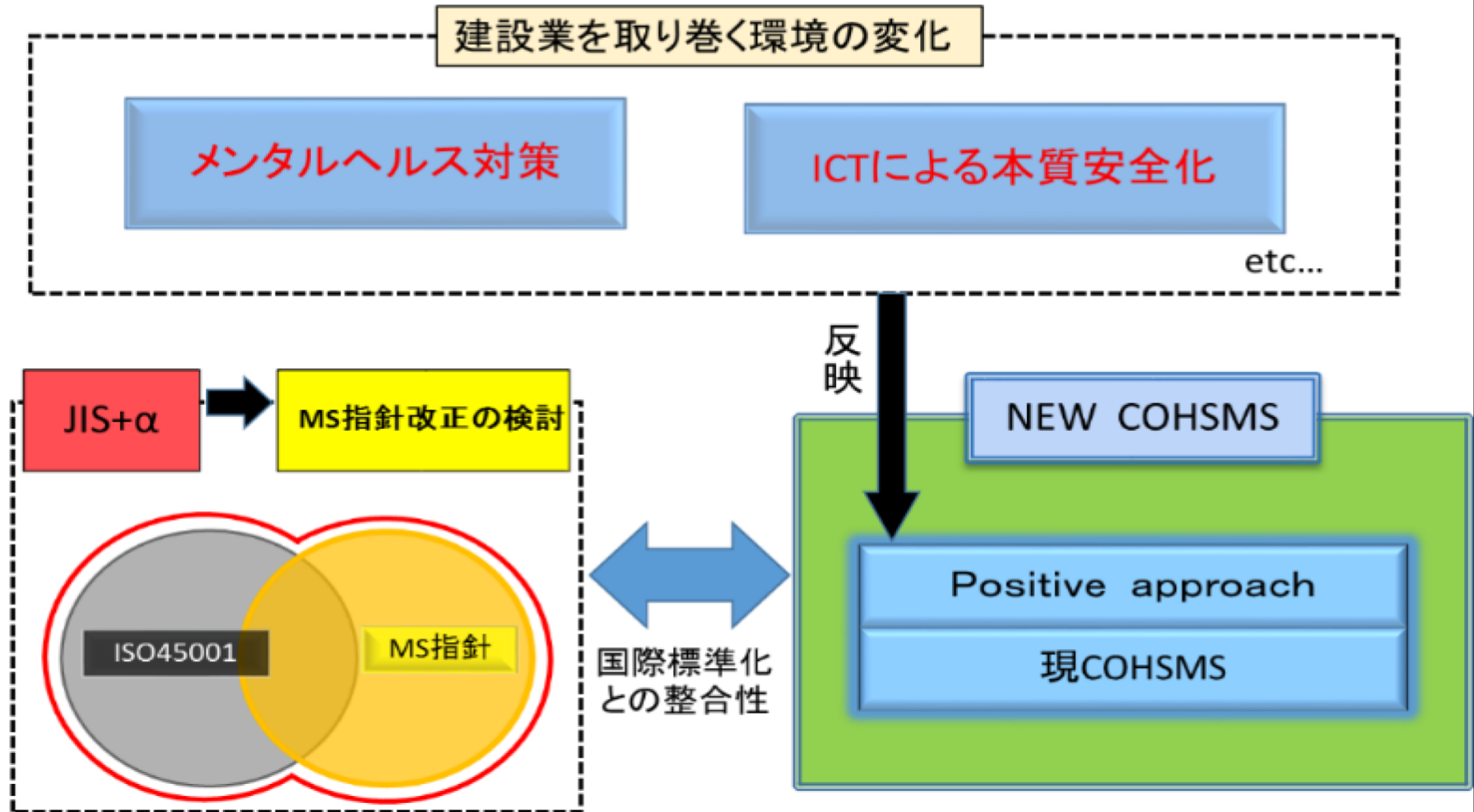


【抜粋】

労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する 指針

心身の状態の情報の分類	左欄の分類に該当する心身の状態の情報の例	心身の状態の情報の取扱いの原則
① 労働安全衛生法令に基づき事業者が直接取り扱うこととされており、労働安全衛生法令に定める義務を履行するために、事業者が必ず取り扱わなければならない心身の状態の情報	(a)健康診断の受診・未受診の情報 (b)長時間労働者による面接指導の申出の有無 (c)ストレスチェックの結果、高ストレスと判定された者による面接指導の申出の有無 (d)健康診断の事後措置について医師から聴取した意見 (e)長時間労働者に対する面接指導の事後措置について医師から聴取した意見 (f)ストレスチェックの結果、高ストレスと判定された者に対する面接指導の事後措置について医師から聴取した意見	全ての情報をその取扱いの目的の達成に必要な範囲を踏まえて、事業者等が取り扱う必要がある。ただし、それらに付随する健康診断の結果等の心身の状態の情報については、②の取扱いの原則に従って取り扱う必要がある。
② 労働安全衛生法令に基づき事業者が労働者本人の同意を得ずに収集することが可能であるが、事業場ごとの取扱規程により事業者等の内部における適正な取扱いを定めて運用することが適当である心身の状態の情報	(a)健康診断の結果(法定の項目) (b)健康診断の再検査の結果(法定の項目と同一のものに限る。) (c)長時間労働者に対する面接指導の結果 (d)ストレスチェックの結果、高ストレスと判定された者に対する面接指導の結果	事業者等は、当該情報の取扱いの目的の達成に必要な範囲を踏まえて、取り扱うことが適切である。そのため、事業場の状況に応じて、情報を取り扱う者を制限する・情報を加工する等、事業者等の内部における適切な取扱いを取扱規程に定め、また、当該取扱いの目的及び方法等について労働者が十分に認識できるよう、丁寧な説明を行う等の当該取扱いに対する労働者の納得性を高める措置を講じた上で、取扱規程を運用する必要がある。
③ 労働安全衛生法令において事業者が直接取り扱うことについて規定されていないため、あらかじめ労働者本人の同意を得ることが必要であり、事業場ごとの取扱規程により事業者等の内部における適正な取扱いを定めて運用することが必要である心身の状態の情報	(a)健康診断の結果(法定外項目) (b)保健指導の結果 (c)健康診断の再検査の結果(法定の項目と同一のものを除く。) (d)健康診断の精密検査の結果 (e)健康相談の結果 (f)がん検診の結果 (g)職場復帰のための面接指導の結果 (h)治療と仕事の両立支援等のための医師の意見書 (i)通院状況等疾病管理のための情報	個人情報保護に関する法律に基づく適切な取扱いを確保するため、事業場ごとの取扱規程に則った対応を講じる必要がある。

建設業労働安全衛生マネジメントシステム (コスモス(COHSMS))の概要



改訂 COHSMSガイドライン 目次(平成30年4月から有効)

コスモガイドラインは、厚生労働大臣が公表した「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」に基づき、建設業の固有の特性を踏まえ、必要な安全衛生管理の仕組みを示したものであり、建設事業を行う事業者が、自らの意志において、自主的に取り組むものです。

1.目的 2.趣旨

3.定義

[3.1 建設業労働安全衛生マネジメントシステム](#)

[3.2 建設事業場](#)

[3.3 建設事業者](#)

[3.4 店社](#)

[3.5 作業所](#)

[3.6 建設工事従事者](#)

[3.7 その他関係者](#)

[3.8 公衆災害](#)

[3.9 システム監査](#)

4.適用

[5.システムを確立するために必要な基本的事項](#)

[5.1 店社において必要な基本的事項](#)

[5.1.1 安全衛生方針の表明](#)

[5.1.2 労働者の意見の反映](#)

[5.1.3 システム体制の整備](#)

[5.1.4 システム教育の実施](#)

[5.1.5 関係請負人の安全衛生管理能力等の評価](#)

[5.1.6 明文化](#)

[5.1.7 記録](#)

[5.1.8 危険性又は有害性等の調査及び実施事項の決定](#)

[5.1.9 心身の健康の保持増進及び快適な職場環境形成への取組](#)

[5.1.10 安全衛生目標の設定](#)

[5.1.11 安全衛生計画の作成](#)

[5.1.12 安全衛生計画の実施等](#)

[5.1.13 緊急事態への対応](#)

[5.1.14 日常的な点検、改善等](#)

[5.1.15 労働災害発生原因の調査等](#)

[5.1.16 システム監査](#)

[5.1.17 システムの見直し](#)

[5.2 作業所において必要な基本的事項](#)

[5.2.1 工事安全衛生方針の表明](#)

[5.2.2 建設工事従事者及び施工する工事に関係する店社の労働者の意見の反映](#)

[5.2.3 システム体制の周知](#)

[5.2.4 関係請負人の安全衛生管理能力等の評価](#)

[5.2.5 明文化](#)

[5.2.6 記録](#)

[5.2.7 危険性又は有害性等の調査及び実施事項の決定](#)

[5.2.8 心身の健康の保持増進及び快適な職場環境形成への取組](#)

[5.2.9 工事安全衛生目標の設定](#)

[5.2.10 工事安全衛生計画の作成](#)

[5.2.11 工事安全衛生計画の実施等](#)

[5.2.12 緊急事態への対応](#)

[5.2.13 日常的な点検、改善等](#)

[5.2.14 労働災害発生原因の調査等](#)



労働安全衛生法に基づく教育

1	雇入れ時の安全衛生教育	安衛法第59条1項、規則35条
2	作業変更時の安全衛生教育	安衛法第59条2項、規則35条
3	特別教育*	安衛法第59条3項、規則36条
4	職長教育	安衛法第60条、施行令19条、規則40条
5	危険又は有害業務従事者の安全衛生教育	安衛法第60条の2、規則40条の2
6	労働災害防止従事者の能力向上教育	安衛法第19条の2、規則24条
7	健康教育	安衛法第69条
8	労働災害防止業務従事者講習	安衛法第99条の2

メンタルヘルス
にかかると教育
も忘れずに！

* 事業者が行う特別教育について

- ① 特別教育の細目は、厚生労働大臣が定める「安全衛生特別教育規程」（改正 厚生労働省告示第363号）に基づいて実施すること（労働安全衛生規則第39条）。
- ② 特別教育を行ったときは、当該特別教育の受講者、科目等の記録を作成して、3年間保存すること（労働安全衛生規則第38条）。

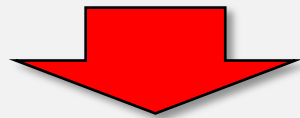
労働安全衛生法では、一定の危険な作業を伴う業務を就業制限業務とし、これらの業務については、一定の資格（免許を受けた者や技能講習を修了した者）を有するものでなければ就業させてはならないことになっています（安全衛生法第61条第1項）。

* 就業制限に係る業務は労働安全衛生法施行令第20条に定められています。

安全作業マニュアルの遵守状況の確認などについて

- 基本的な安全管理の取組が徹底されていないことにより死亡に至った災害が散見されます。

災害事例	基本的な安全管理の取組
配達先のスーパーマーケットで、荷受け口付近にトラックを止め、荷台に乗って荷おろし作業を行っていたところ、勾配によりトラックが後方に動き出したため、トラックの後方から制止しようとしたが、トラックに轢かれたもの。	パーキングブレーキの使用等の逸走防止措置を講じること。
加工機のシリンダーロールを停止せずに、シリンダーロールの表面の調整を行おうとしたところ、シリンダーロールとゴムロールの間に腕を巻き込まれたもの。	調整作業の際に、シリンダーロールを停止させること。
河川の測量作業を行っており、作業を終了して岸へ引き返す際、滑って全身が水中に沈み、溺れたもの。ライフジャケットは備えてあったが、未着用であった。	ライフジャケットを着用すること。
溝掘削内の側壁にブレーカー等を使用して穴を掘っていたところ、反対側の側壁が崩れ、全身が土砂に埋もれたもの。	土止め支保工を設置すること。



- 各事業場で整備している安全作業マニュアルについて、労働者への教育や、掲示等による見える化、朝礼・ミーティング、安全パトロールなどを通じて、労働者への周知をお願いします。
- 安全作業マニュアルの遵守状況の確認をお願いします。

1 業種別の労働災害防止対策等について

(1) 建設業における留意事項について

災害の発生状況を見ると、**基本的な安全対策が不十分**なことにより、災害につながっているものが多く見られるところです。改めて法令の遵守をはじめとした基本的な対策の徹底を図るようお願いします。

(ア) 「**屋根・はり等**」から、「**足場**」から、「**開口部**」からの**墜落・転落災害**が多いことから、**墜落転落防止対策**（作業床や手すりの設置又は安全帯（墜落制止用器具に係る法令改正等について留意）の使用など）の徹底を行うこと。

※ 労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第518条、第519条、第524条、第563条、第564条、第567条をはじめとした法令の遵守徹底を図るとともに、**足場からの墜落・転落災害防止対策推進要綱**に基づく対策を実施すること。

① 墜落制止用器具の使用が必要な場所においては確実に墜落制止用器具を使用するとともに、墜落制止用器具の取り付け設備についても確実なものを設置すること。また、墜落制止用器具の使用徹底に係るスローガン「**落ちない設備 落とすな命 ルールを守って墜落ゼロ ～高所では墜落制止用器具を使おう～**」を掲げ、墜落制止用器具の使用徹底についての機運を高めるよう意識付けを行うこと。

② はしご、脚立、伸び馬による災害が多いことから、「**はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！**」リーフレットを活用し、正しい使用方法について周知すること。

③ トラック荷台上での墜落等の災害防止のため、現場内での荷卸し等について昇降設備や墜落制止用器具の取り付け設備の設置等の措置を元請事業者において検討すること。

④ の普及促進を図ること。

(イ) 崩壊・倒壊災害において、**土砂崩壊に関連する災害が約半数を占める**ことから、地山の掘削作業においては、事前の調査の結果に応じた**適切なこう配による掘削の実施**又は土止め支保工の設置を徹底すること。

(ウ) はさまれ・巻き込まれ災害においては、ほぼ全てにおいて、**車両系建設機械、移動式クレーン又はトラック等を起因物**としており、これらが輻輳して作業が行われている箇所での災害、これらに轢かれることによる災害（逸走したことによるものも含む）が多いことから、**車両系建設機械等と接触のおそれのある場所への立入禁止、誘導員の配置、車両系建設機械等の逸走の防止措置等を徹底**すること。

(エ) 飛来・落下災害においては、**移動式クレーン、ウインチ等による荷の運搬作業時に荷が落下**することによる災害が約半数を占めていることから、作業間の連絡調整を十分に行うことにより荷の下への立入禁止措置を徹底すること。

既存不適合機械等更新支援補助金

現在位置 / トップページ / 支援事業のご案内 / 既存不適合機械等更新支援補助金

既存不適合機械等更新支援補助金について

ー移動式クレーンの過負荷防止装置、フルハーネス型墜落制止用器具への改修・買換に要する経費の一部補助ー

建設業労働災害防止協会（以下「建災防」という。）は、既存不適合機械等更新支援補助金（以下「間接補助金」という。）にかかる補助事業者（執行団体）として採択されました。今後は、この実務を建災防が行ってまいります。

申請の受付開始は、本年7月を予定しております。その詳細につきましては、随時、ホームページ等でお知らせいたします。

既存不適合機械等更新支援補助金事業では、建災防が国に代わって既存不適合機械等を所有する方に対し、当該既存不適合機械等を最新の構造規格に適合し、かつ、構造規格の基準を超える高水準の安全性を有する機械等へ更新するための改修、買換に要する経費の一部を間接補助金として交付します。



ただし、この間接補助金は、申請した方のすべてに交付されるものではありません。事業規模、従事する業務の危険度、対象機械等の安全性等を審査した上で競争的に交付決定いたします。

1.対象となる申請者

- ・中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条各号に規定する中小企業者に該当する法人
- ・労災保険に特別加入している個人事業者（労働者災害補償保険法第35条第1項の規程により労災保険の適用を受けることとされた者）
- ・その他厚生労働大臣の承認を得て建災防が適当と認める者

2.補助対象となる既存不適合機械等更新経費の概要

(1) 移動式クレーンの過負荷防止装置

① 対象経費

改正移動式クレーン構造規格(平成31年3月1日適用)に規定する過負荷防止装置を備えていない既存の移動式クレーン(3t未満)の改修・買換

② 間接補助金交付額の上限

- ・1機械あたりの上限：100,000円（補助対象経費「上限200,000円」の1/2）
- ・同一申請者あたりの合計額の上限：300,000円

(2) フルハーネス型墜落制止用器具

① 対象経費

改正安全帯の規格（平成31年2月1日）に適合していない既存の安全帯の買換

② 間接補助金交付額の上限

- ・1本あたりの上限：12,500円（補助対象経費「上限25,000円」の1/2）
- ・※例1）見積単価4万円の場合：補助対象経費は上限の2.5万円となり、その1/2の1.25万円が間接補助金交付額となる。
- ・※例2）見積単価1万円の場合：補助対象経費は1万円となり、その1/2の5千円が間接補助金交付額となる。
- ・同一申請者あたりの合計額の上限：500,000円

3.注意事項

- ・対象は、既存不適合機械等の改修、買換です。これらの機械等を所有・所持していない方の新規購入にかかる経費は、対象外となります。
- ・交付決定の通知が届く前に発注、契約、支払い等を行った場合は、間接補助金の交付を受けることができません。
- ・間接補助金は、後払い（精算払い）となります。最新の構造規格に適合した機械等へ改修、買換したあとに実績報告書等の必要書類一式を提出し、審査を受けた結果、不備がないと確認されて、はじめて受け取ることができます。

お問合せ先

更新支援補助金事務センター
建設業労働災害防止協会 総務部



お電話でお問合せの方は
03-6275-1085



FAXでお問合せの方は
03-6275-1089



ずい道等建設労働者 健康情報管理システム

システム利用のご案内

「じん肺」という病気をご存じでしょうか。

じん肺とは鉱物性の粉じんを長期間吸い込むことで発症する肺の病気です。

じん肺は発症まで長い年月がかかり、かつ進行が不可逆的であるために、健康管理が難しい病気の一つです。

国は事業者にじん肺健康診断の実施とその結果の保管を義務付けていますが、現場毎に就業先を変えることが多いずい道等の建設工事現場では、過去の健康診断情報がそれぞれの就業先に散逸しがちであるという問題がありました。

そこで、建災防では厚生労働省の補助を受け、ずい道等の建設工事で働く方のじん肺健康診断結果と作業従事歴を一元的に保管し、ご本人からの申請によって健康情報等を提供する事業を開始しました。

本システムのメリット

- 過去の健康診断結果を確認したい場合、一括で取得できます
- 再就職時にご自身の健康状態を証明する手段にもなります



 厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

 けんせつぎょうろうどうせいがいほふしきょうかい (略称: けんせいぼう)
建設業労働災害防止協会(略称: 建災防)

よくある質問

Q. システムを利用するために費用はかかりますか？

A. システムの利用に費用はかかりません。
※健康診断情報等の請求時の切手代・通信費はご負担いただきます。

Q. システムへの健康情報登録は義務ですか？

A. 健康情報等の登録は任意となります。働く方が情報提供に同意されなければ情報を登録することはありません。

Q. システムへの情報登録の対象となる人はどういった方ですか？

A. ずい道等建設工事に従事し、じん肺健康診断を受けなければならない1次下請け、2次下請け以下の働く方が対象になります。

Q. 健康診断情報等のデータはいつから登録を開始するのですか？

A. システムは2019年3月のシステム稼働以降に竣工するずい道等建設工事の事業場からデータ収集を開始します。過去の健康情報等は収集しません。

Q. 健康情報等を登録してから、引き出せるようになるまでどれくらい時間がかかりますか？

A. ずい道専門工事業者が健康情報等のデータを建災防に提出してから、このデータを引き出せるようになるまで1~2週間要する場合があります。転職等で健康情報等をすぐにお使いになりたい場合は、事業者から健康診断結果等のコピーをもらっておかれることをお勧めします。

■ 個人情報の管理について

建設業労働災害防止協会は、「個人情報の保護に関する法律」や「個人情報保護法ガイドライン」の規定に従い、その取り扱い個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じています。

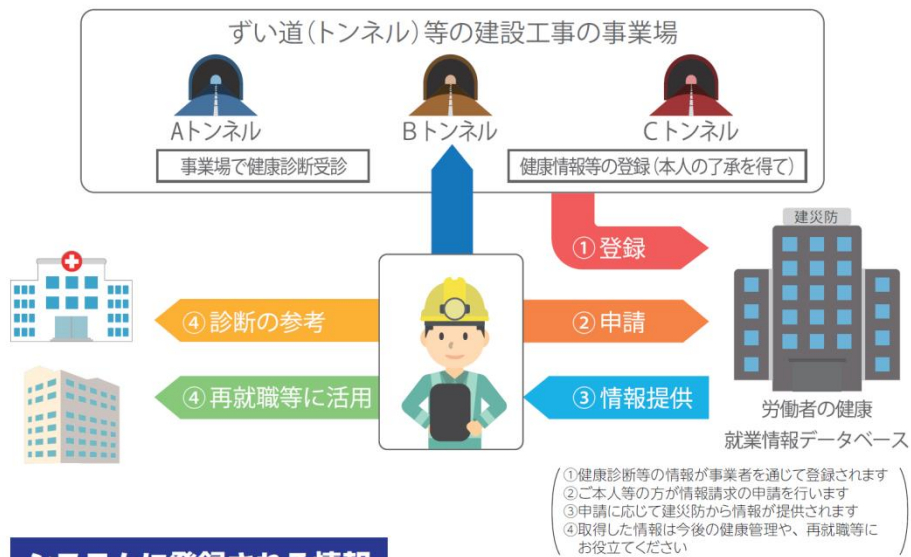
■ 問い合わせ先・情報請求窓口

建設業労働災害防止協会
ずい道等建設労働者健康情報管理システムセンター

〒108-0014
東京都港区芝5丁目20-14
三田鈴木ビル5F
TEL : 03-6435-0280 FAX : 03-6435-0313
メールアドレス : zuidou_otoiawase@kensaibou.or.jp
HPアドレス : <https://www.kensaibou.or.jp>



システムの仕組み



システムに登録される情報

- ・氏名 ・生年月日 ・性別 ・住所(現住所、住民票地) ・電話番号
- ・建設キャリアアップシステムIDナンバー※(登録している場合のみ)
- ・事業場退場時のじん肺健康診断結果(有所見の場合はエックス線写真を含む)
- ・指導勧奨による特殊健康診断結果(振動、騒音)
- ・現在の事業場における粉じん作業等の職歴(例は下記別表をご確認ください)

※建設キャリアアップシステムは一般財団法人建設業振興基金が提供するシステムです。

(別表) 現在の事業場における粉じん作業等の職歴

	作業内容	期 間	合計月数
1	切羽作業(掘削、吹付け、支保工建込み、ズリ積み・運搬含む)	(西暦) 年 月～ 年 月	ヶ月
		(西暦) 年 月～ 年 月	ヶ月
2	インバート作業(但し、切羽と交互作業の場合は切羽作業に含む)	(西暦) 年 月～ 年 月	ヶ月
		(西暦) 年 月～ 年 月	ヶ月
3	覆工作业・その他坑内作業	(西暦) 年 月～ 年 月	ヶ月
		(西暦) 年 月～ 年 月	ヶ月
4	坑外作業(バッチャープラント、火薬番、現場管理等を含む)	(西暦) 年 月～ 年 月	ヶ月
		(西暦) 年 月～ 年 月	ヶ月

システム利用の流れ



(4) 荷主先等での荷役作業における留意事項

労働災害の多くは荷主先等での荷役作業中に発生しており、荷主、配送先、元請事業者等と連携して安全対策に取り組めるよう、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインの策定について」（平成25年3月25日付け基発0325第1号）に基づく対策を徹底すること。

なお、転倒については下記2（1）を、腰痛については、下記2（2）を踏まえた対策の徹底を図ること。

陸上貨物運送事業においては、荷主となる製造業、建設業、小売業等の事業者に対し、荷役ガイドラインに基づく荷主等としての取組の必要性を認識いただくため、「荷役5大災害防止対策チェックリスト」（荷主、配送先、元請事業者等用）等を活用し、荷役作業場所の安全確認等を要請すること。

各労働災害防止団体等の実施する年末・年始、年度末等の無災害運動等の活動を通じ交通労働災害防止ガイドラインにおける安全衛生活動を推進すること。

頭上注意



当心头顶

CHÚ Ý TRÊN ĐẦU

Ingatan ang ulo!

足もと注意



注意脚下

CHÚ Ý DƯỚI CHÂN

Ingatan ang hakbang!

開口部注意



当心开口处

CHÚ Ý HỔ SÂU

Mag-ingat sa bukas na gilid at butas na lugar!

感電注意



当心触电

CHÚ Ý ĐIỆN GIẬT

Mag-ingat! Electric hazard!

保護帽着用



戴好安全帽

ĐỘI MŨ BẢO HIỂM

Isuot ang helmet para sa proteksyon

【標識・掲示例】建設業労働災害防止協会東京支部 安全指導者 伊原廣和氏 作成

外国人労働者（外国人技能実習制度、外国人建設就労者、外国人造船就労者及び製造業外国従業員受入事業で受け入れられた外国人労働者等）を雇用する事業場については「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」（H19.8.3厚労省告示第276号）に示す安全衛生教育の実施、労働災害防止のための日本語教育等の実施、労働災害防止に関する標識・掲示等について留意すること。

厚生労働省ホームページ

職場の安全サイト内

「見える」安全活動コンクールの【優良な活動事例】

よりダウンロードできます。

「見える」安全活動コンクール 検索



2 業種横断的な対策について

(1) 転倒の防止の留意点

ア 冬季（積雪や凍結による転倒災害が多い時期）での対策

転倒災害は**冬季に積雪等により多く発生**する傾向があるため、特に積雪の多い都道府県においては、冬季より前に、転倒危険場所の周知、滑りにくい履き物の選択とともに、転びにくい歩き方の励行など、**転倒防止対策**等を徹底すること。

イ 高年齢労働者対策

転倒災害は**高年齢労働者、特にそのうち女性の労働者が多く被災**する傾向があることから、転倒災害を防止するため、転倒危険場所、滑りにくい履き物の選択について労働者に周知するとともに、特に高年齢労働者を多く雇用する事業場においては、始業前の体操等を実施すること。また、平成30年6月に中央労働災害防止協会が発行した「**エイジアクション100～生涯現役社会の実現につながる高年齢労働者の安全と健康確保のための職場改善に向けて～**」等、高年齢労働者の安全と健康の確保のための留意事項がまとまったテキスト等を活用すること

(2) 腰痛の予防

第三次産業、製造業、陸上貨物運送事業の**動作の反動・無理な動作による死傷者の発生件数は、増加傾向**にある。特に、経験年数3年未満の労働者の占める割合が高く、また、40歳以上の労働者においては休業見込みが6か月以上の重篤な災害が多発している。このことに鑑み、平成25年基発0618第1号「**職場における腰痛予防対策の推進について**」に基づく対策の徹底、特に雇入時における腰痛予防等の労働衛生教育や、補助機器の導入等による腰部に負担のかかる作業の省力化等の実施を図ること。

(3) 酸素欠乏症等の防止

死亡者数が前年と比べ増加している。特に製造業や清掃・と畜業においては、平成10年12月22日付け基安発第34号「**酸素欠乏症等防止対策の徹底について**」により救助する者に呼吸器等を確実に使用させる等による二次災害防止対策を徹底すること、事業場における酸素欠乏危険場所の把握・表示と労働者への周知、酸素欠乏の危険性等について教育を徹底すること等必要な酸素欠乏症防止対策を実施すること。

(4) 交通労働災害対策

交通事故（道路）の平成30年（確定）の休業4日以上死傷者数は、7,889人であり、**前年比で0.05%増加**している。（死亡災害は169人、前年比15.5%減少）

交通労働災害防止対策として、「**交通労働災害防止のためのガイドライン**」（平成30年6月1日改正）に基づく措置を徹底すること。

伐木作業等の安全対策の規制が変わります！ ～ 伐木作業等を行うすべての業種が対象～

厚生労働省は、伐木作業等における労働災害を防止するために、労働安全衛生規則の一部を改正し、伐木作業等における安全対策を強化します。

林業、土木工事業や造園工事業など、業種にかかわらず、伐木作業等を行うすべての業種が対象となります。



**施行
期日**

施行日は **2019(令和元)年8月1日** です。(以下を除く)
特別教育は2020(令和2)年8月1日、修羅集材等・木馬運材及び雪そり
運材の規定廃止は公布日：平成31年2月12日です

墜落制止用器具(安全带)に関するお知らせ

○ 墜落制止用器具(安全带)に関し安衛則等が改正され、これまで安全带を用いて行っていた作業については、墜落制止用器具(一本つりのハーネス型等)を用いることが義務付けられました。【参照：墜落制止用器具リーフレット】
<https://www.mhlw.go.jp/content/11302000/000473567.pdf>

○ ただし、立木上での作業で、墜落制止用器具の使用が著しく困難な場合(フックがかけられない場合など)には、**墜落制止用器具の使用に替わる措置として、U字つり用胴ベルト及び保護帽の使用**などにより、墜落による労働災害の防止措置を行う必要があります。

今回の改正の主な内容

1. チェーンソーによる伐木等の業務に関する特別教育について、伐木の直径等で区分されていた特別教育を統合し、時間数を増やします。

(安衛則、安全衛生特別教育規程(昭和47年労働省告示第92号。以下「特別教育規程」という。)の改正)

2. 伐木作業等における危険を防止するために、以下のとおり規定します。
(安衛則の改正)

- (1) 受け口を作るべき立木の対象を胸高(きょうこう)直径40cm以上のものから20cm以上に拡大する等、立木の伐倒時の措置を義務付けます。
- (2) 事業者に対して、かかり木の速やかな処理を義務付けるとともに、事業者及び労働者に対して、かかり木の処理における禁止事項を規定します。
- (3) 事業者は、立木の高さの2倍に相当する距離を半径とする円形の内側には、当該立木の伐倒の作業に従事する労働者以外の労働者を立ち入らせてはならないこと等を規定します。
- (4) 事業者は、チェーンソーによる伐木作業等を行う労働者に下肢の切創防止用保護衣を着用させること、また、当該労働者に、当該切創防止用保護衣を着用することを義務付けます。

3. その他の改正を行います。

厚生労働省ホームページ(<https://www.mhlw.go.jp/index.html>)

伐木作業等の労働災害防止 検索 ご確認ください。

詳しい情報は →

1. 特別教育(安衛則第36条、特別教育規程第10条)関係

- 伐木の直径等で区分されている、チェーンソーによる伐木等の業務に係る特別教育を統合します。また、統合後の特別教育の時間数を増やします。
既に特別教育を修了している方(※)は、統合後の特別教育の科目の一部の受講が免除されます。

【受講を省略できる条件】

- (※) 伐木等の業務に係る特別教育の科目について、十分な知識及び経験を有していると認められる以下の労働者
- ① 改正前の安衛則第36条第8号に定める特別教育(*1)(ただし、チェーンソーに関する知識の科目、振動障害及びその予防に関する知識の科目を含む。)を修了した労働者
 - ② 改正前の安衛則第36条第8号に定める特別教育(*1)(ただし、チェーンソーに関する知識の科目、振動障害及びその予防に関する知識の科目の双方を除く。)を修了した労働者
 - ③ 改正前の安衛則第36条第8号の2に定めるチェーンソーを用いて行う立木の伐木等の業務に関する特別教育(*2)を修了した労働者

なお、改正による新たな特別教育の適用日(平成32年8月1日)より前に、改正後の特別教育の科目の全部又は一部について受講した方は、当該受講した科目を適用日以降に再度受講する必要はありません。

- (※1) 胸高直径が70cm以上の立木の伐木、胸高直径が20cm以上で、かつ、重心が著しく偏している立木の伐木、つりきりその他特殊な方法による伐木又はかかり木でかかっている木の胸高直径が20cm以上であるものの処理の業務(伐木等機械の運転の業務を除く。)
(※2) チェーンソーを用いて行う立木の伐木、かかり木の処理又は造材の業務(※1の業務を除く。)

新たな特別教育の時間と受講を省略できる条件に該当する方が受講するべき時間の対比表

学科科目	範囲	時間	上記【受講を省略できる条件】に該当する方が受講するべき時間		
			①	②	③
I 伐木等作業に関する知識					
伐倒の合図 退避の方法	伐倒の方法	4時間	1時間	1時間	2時間
	かかり木の種類及びその処理				
	造材の方法 下肢の切創防止用保護衣等の着用				
II チェーンソーに関する知識					
チェーンソーの種類 構造及び取扱い方法	チェーンソーの点検及び整備の方法	2時間		2時間	
	ソーチェーンの目立ての方法				
III 振動障害及びその予防に関する知識					
振動障害の原因及び症状	振動障害の予防措置	2時間		2時間	
IV 関係法令					
安衛法、安衛令及び安衛則中の関係条項		1時間	1時間	1時間	1時間
実技科目	範囲	時間	上記【受講を省略できる条件】に該当する方が受講するべき時間		
			①	②	③
V 伐木等の方法					
造材の方法	伐木の方法	5時間	30分間	30分間	2時間
	かかり木の処理の方法				
	下肢の切創防止用保護衣等の着用				
VI チェーンソーの操作					
基本操作 応用操作		2時間		2時間	
VII チェーンソーの点検及び整備					
チェーンソーの点検及び整備の方法	ソーチェーンの目立ての方法	2時間		2時間	

安衛則第107条(掃除等の場合の運転停止等)

刃部のそうじ等の場合の運転停止等は、
安衛則第108条

- 1 事業者は、機械(刃部を除く。)の掃除、給油、検査、修理又は調整の作業を行う場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、機械の運転を停止しなければならない。
ただし、機械の運転中に作業を行わなければならない場合において、危険な箇所に覆いを設ける等の措置を講じたときは、この限りでない。
- 2 事業者は、前項の規定により機械の運転を停止したときは、当該機械の起動装置に錠を掛け、当該機械の起動装置に表示板を取り付ける等同項の作業に従事する労働者以外の者が当該機械を運転することを防止するための措置を講じなければならない。

留意事項

「平成25年4月12日付基発第0412第13号通達。」

- ①第1項の「調整」の作業には、原材料が目詰まりした場合の原材料の除去や異物の除去等、機械の運転中に発生する不具合を解消するための一時的な作業や機械の設定のための作業が含まれること。
- ②第1項の機械の運転停止に関して、機械の運転を停止する操作を行った後、速やかに機械の可動部分を停止させるためのブレーキを備えることが望ましいこと。
- ③第1項ただし書きの「覆いを設ける等」の「等」には、次の全ての機能を備えたモードを使用することが含まれること。なお、このモードは、「機械の包括的な安全基準に関する指針」(平成19年7月31日付け基発第0731001号)の別表第2の14(3)イに示されたものであること。
ア 選択したモード以外の運転モードが作動しないこと。
イ 危険性のある運動部分は、イネーブル装置、ホールド・トゥ・ラン制御装置又は両手操作式制御装置の操作を続けることによるのみ動作できること。
ウ 動作を連続して行う必要がある場合、危険性のある運動部分の動作は、低速度動作、低駆動力動作、寸動動作又は段階的操作による動作とすること。
- ④第1項の「調整」の作業を行うときは、作業手順を定め、労働者に適切な安全教育を行うこと。
- ⑤第2項の「当該機械の起動装置に表示板を取り付ける」措置を講じる場合には、表示板の脱落や見落としのおそれがあることから、施錠装置を併用することが望ましいこと。

安衛則第110条(作業帽等の着用)

事業者は、動力により駆動される機械に作業中の労働者の頭髮又は被服が巻き込まれるおそれのあるときは、当該労働者に適当な作業帽又は作業服を着用させなければならない。

- 2 労働者は、前項の作業帽又は作業服の着用を命じられたときは、これらを着用しなければならない。

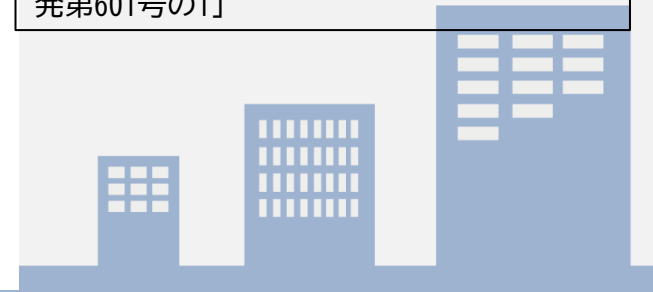
安衛則第111条(手袋の使用禁止)

事業者は、ボール盤、面取り盤等の回転する刃物に作業中の労働者の手が巻き込まれるおそれのあるときは、当該労働者に手袋を使用させてはならない。

- 2 労働者は、前項の場合において、手袋の使用を禁止されたときは、これを使用してはならない。

留意事項

「面取り盤等」の「等」には、フライス盤、中ぐり盤等が含まれるが、丸のこ盤は含まれないこと。「昭和47年9月18日 基発第601号の1」



（1）重点取組期間に実施する事項

- ① 2月の実施事項
 - ア 安全委員会等における転倒災害防止に係る現状と対策の調査審議
 - イ チェックリストを活用した安全委員会等による職場巡視、職場環境の改善や労働者の意識啓発
- ② 6月の実施事項
 - ア 職場巡視等による転倒災害防止対策の実施状況の確認

（2）一般的な転倒災害防止対策

- ① 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消
- ② 4 s（整理、整頓、清掃、清潔）の徹底による床面の水濡れ、油汚れ等のほか台車等の障害物の除去

（3）冬期における転倒災害防止対策

- ① 気象情報の活用によるリスク低減の実施
- ② 通路、作業床の凍結等による危険防止の徹底

転倒の危険をチエックしてみましょう

転倒災害防止のためのチェックスheet	
チェック項目	
1 通路、階段、出口に物を放置していませんか	<input type="checkbox"/>
2 床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その剥離取り除いていますか	<input type="checkbox"/>
3 安全に移動できるように十分な明るさ（照度）が確保されていますか	<input type="checkbox"/>
4 転倒を予防するための教育を行っていますか	<input type="checkbox"/>
5 作業靴は、作業現場に合った耐滑性があり、かつちょうど良いサイズのものを選んでいませんか	<input type="checkbox"/>
6 ヒヤリハット情報を活用して、転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか	<input type="checkbox"/>
7 段差のある箇所や滑りやすい場所などを標識などで注意喚起していますか	<input type="checkbox"/>
8 ながらスマホやポケットに手を入れたまま歩くこと、手すりを持たない階段の昇降などを禁止していますか	<input type="checkbox"/>
9 ストレッチ体操や転倒予防のための運動を取り入れていますか	<input type="checkbox"/>

動画で見られる資料「転倒・腰痛防止用視聴覚教材」を掲載しました

「転倒・腰痛防止用視聴覚教材」（動画）



厚生労働省と労働災害防止団体は、休業4日以上の死傷災害で最も件数が多い「転倒災害」を減少させるため、上記にある「STOP! 転倒災害プロジェクト」を推進しています。

また、厚生労働省の「職場のあんぜんサイト」には、皆様の安全活動をサポートする転倒災害の防止に関連する様々な情報を掲載しています。

転倒や腰痛は、日常的に起こり得る災害です。働く皆様が日常的に転倒や腰痛災害の防止を心がけられるよう、災害事例、防止対策をまとめていますので、職場での安全衛生教育などにお役立てください。

掲載先「職場のあんぜんサイト 転倒 視聴覚教材」で検索

アドレスは下記、QRコードは右

<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/videokyozai.html>

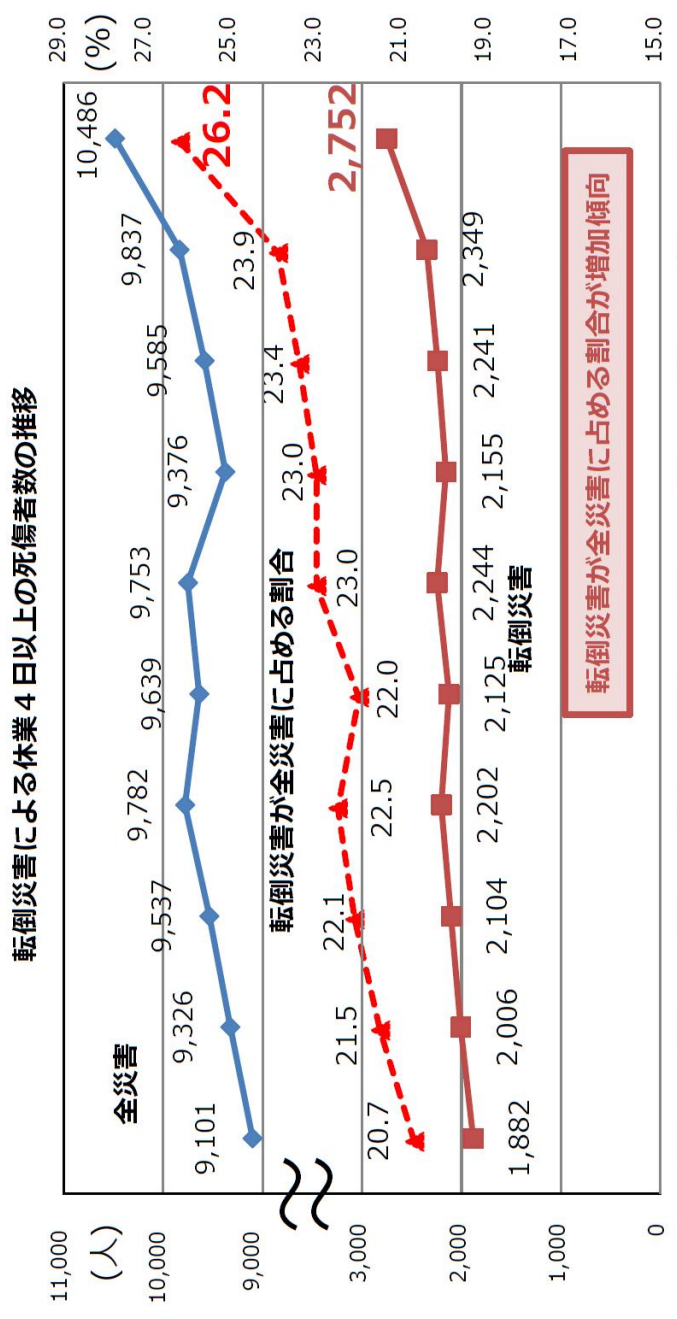


転

職場の転倒災害を防ぎましょう！ STOP！転倒災害プロジェクト実施中～

- 転倒災害は、労働災害全体の4分の1を占めており、増加傾向にあります。特に、被災者の約6割が50歳以上となっており、高齢になるほど転倒するリスクが上がります。
- 第三次産業全体では転倒災害が3割を超え、ビルメンテナンス業では4割を超えています。
- 職場における転倒災害を防止するため、裏面のチェックリストを活用した職場の点検や動画を活用した教育を行い、職場環境の改善を図りましょう。

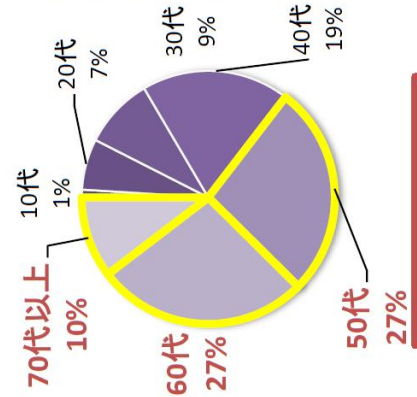
都内の転倒災害発生状況



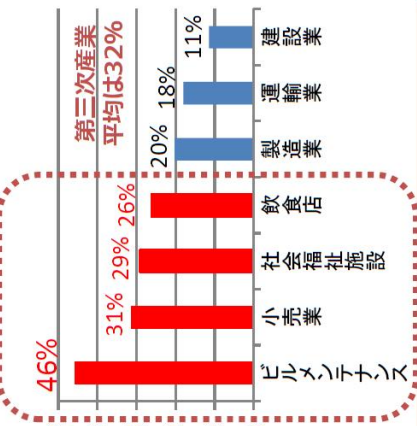
主な原因は「滑り」や「つまずき」



年齢別の転倒災害発生状況 (平成30年、休業4日以上)



業種別の転倒災害発生状況 (平成30年、休業4日以上)

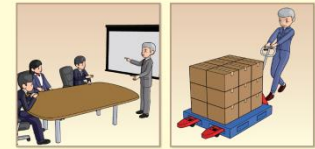


加齢に伴う心身機能の変化 東京労働局ホームページ

「高齢化労働者の安全と健康」



高齢労働者の安全と健康



Safe work
TOKYO

東京労働局労働基準部
東京労働局ホームページ <http://tokyo-roudoukyoku.jite.mhlw.go.jp>

1 労働と「加齢」及び「心身機能」との関連

- ①生理的機能（特に感覚機能、平衡機能）は、早い時期から低下が始まります。
- ②筋力の低下は、脚力で始まり、体の上方へ向かい手の指先へと進みます。
- ③訓練によって得た能力（知識・技能）は、長時間使用するほど維持できます。
- ④経験と技能の蓄積は、熟練を構成し、より高度で複合的な作業能力を生みます。
- ⑤中高年期以降は、心身機能の個人差が拡大します。

2 加齢に伴う心身機能の変化と労働災害

高齢者の労働災害防止対策を策定する場合、加齢に伴う心身機能の変化を十分に考慮する必要があり、また、現実の作業場面では、労働者本人が加齢に伴う心身機能の変化を常に自覚していないため、結果として無理な行動につながりやすくなるということもあります。

高年齢労働者への配慮

・高年齢労働者に配慮した職場改善マニュアルの活用

高年齢労働者に配慮した作業負担管理状況チェックリスト

A：就労条件への配慮

チェック項目	評価のポイント	できていない	1/3以上	半分以上	2/3以上	ほぼできていない	わからない	自職場は該当なし	高年齢労働者に配慮した職場改善事項
① あらかじめ作業標準などで作業内容を具体的に指示し、作業者本人が事前に作業を計画できる	どんな作業をするのか、あらかじめ具体的にわかりやすく示し、作業にかかる前に自分で計画を立てて仕事に取りかかれるようにしていますか。	1	2	3	4	5			①反応型の作業ではなく、事前に計画がたてられる作業にする。 ②作業内容を明確にし、できる限り具体的に指示する。
② 適度な休憩時間を置いている	疲労感、行っている作業だけではなく、休憩の間隔や長さによっても大きく変わります。適度な休憩を取れるようにしていますか。	1	2	3	4	5			○注意の集中が必要な作業の継続時間はより短時間とする。
③ 作業から離れて休憩できるスペースを設けている	疲労感の軽減のために、作業を離れて快適に休憩できる十分な広さのスペースがありますか。	1	2	3	4	5			○作業から離れて休憩できるスペースを設ける。
④ 夜勤(22時から5時の勤務)はなくしているか、やむを得ず夜勤をさせる場合には夜勤形態や休日に配慮している	加齢とともに、昼から夜、あるいは夜から昼といった勤務シフトの変更に体を慣らしていくことが難しくなります。夜勤について十分な配慮をしていますか。	1	2	3	4	5			○交代勤務の場合は夜勤から次のシフトに変わる間の休日を長めに取る。
⑤ 半日休暇、早退制度などの自由度の高い就業制度を実施している	加齢とともに、高血圧や高脂血症など、何らかの疾患を持つ人が増え、定期的に病院に行くことも多くなります。このための時間を取りやすくしていますか。	1	2	3	4	5			○半日休暇、早退などの自由度の高い休暇制度を実施する。

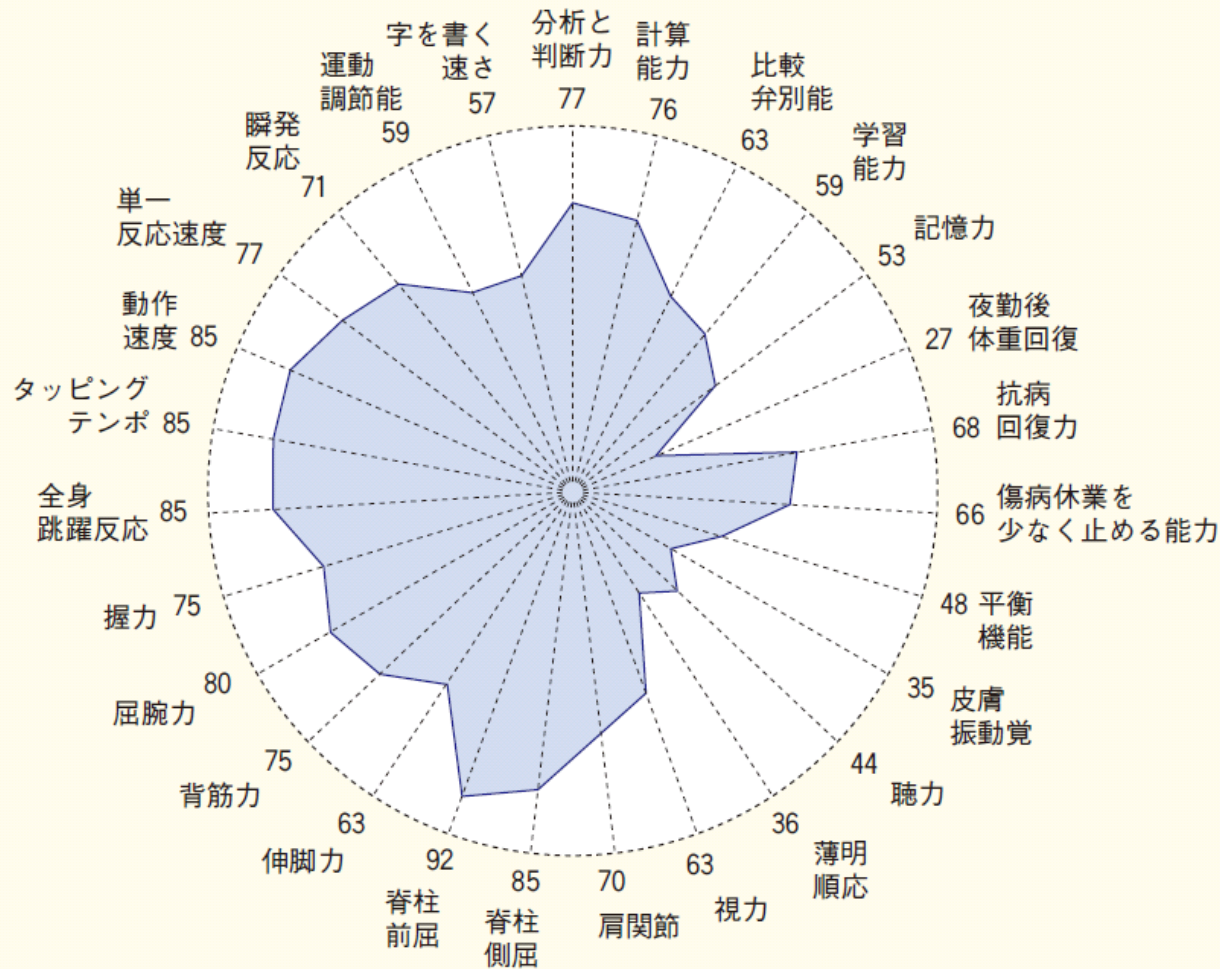
B：作業者への配慮

チェック項目	評価のポイント	できていない	1/3以上	半分以上	2/3以上	ほぼできていない	わからない	自職場は該当なし	高年齢労働者に配慮した職場改善事項
① 年齢・個人差を配慮して仕事の内容・強度・時間等を調整している	筋力や運動能力は年齢に従って低下し、個人差も大きくなります。年齢だけでなく、個人の特徴を把握して作業内容や作業時間などの調整を行っていますか。	1	2	3	4	5			①配置に当たって経験を配慮する。 ②反応型の作業ではなく、事前に計画がたてられる作業にする。
② 職場配置に当たっては、本人の意向を反映させている	高齢という理由で職務適性を判断することなく、本人の意向、経験などをふまえて職場配置を行っていますか。	1	2	3	4	5			○本人の意向、経験等を聞き、これに基づいて職務適性を判断する。
③ 作業者本人が仕事の量や達成度を確認できるようにしている	高年齢者は若年者に比べて、仕事の量や内容の急な変更に対応しにくいことが知られています。作業の進み具合等が確認できるようにしていますか。	1	2	3	4	5			○高年齢労働者が自分たちのペースで作業できるように設計する。
④ 作業者からのヒアリングの機会を積極的に設けている	仕事の内容や権限を把握しておくとともに、年長者としての立場を尊重し、不公平感、不安感を避けるために、ヒアリングの機会を設けていますか。	1	2	3	4	5			○職制と責任を明確化し、技能評価結果を明示する。

※各チェック項目の点数が1～3の場合は、関連する「高年齢労働者に配慮した職場環境改善事項」を参考にして職場の改善対策に取り組んでください。

加齢と心身機能水準

20~24歳ないし最高期を基準としてみた55歳~59歳年齢者の各機能水準の相対関係 (%)



(斉藤一、遠藤幸男：高齢者の労働能力 (労働科学業書 53) 労働科学研究所 1980 より)

ホームページにより確認してから活用してください。

無料

独立行政法人 労働者健康安全機構 東京産業保健総合支援センター

*有料となる
場合もあります

事業場で産業保健活動に携わる「産業医、産業看護職、衛生管理者をはじめ、事業主、人事労務担当者などの方々」を対象に「産業保健研修」や「専門的な相談」などの支援を行っています。

産業保健スタッフに対する「専門的研修の実施」

産業保健スタッフからの「専門的相談への対応」

メンタルヘルス対策の普及促進のための「個別訪問支援」

治療と職業生活のための「両立支援活動」

地域産業保健センター

地域産業保健センターでは、労働者数50人未満の産業医の選任義務のない小規模事業場の事業者やそこで働く人を対象として、労働安全衛生法で定められた保健指導などの産業保健サービスを行っています。都内18労働基準監督署(支署)管轄区域毎に設置されています。

労働者の健康管理(メンタルヘルスを含む)に係る相談

健康診断の結果について医師からの意見聴取

長時間労働者や高ストレス者に対する面接指導

個別訪問による産業保健指導の実施

大企業の営業所等で労働者数50人未満の事業場においては、本社等で選任されている産業医等の協力を得られるようにお願いします。

有料

中央労働災害防止協会

中央労働災害防止協会は労働災害防止団体法に基づき設立されています。

1 安全衛生意識高揚のための運動の展開

2 企業の指導者、安全衛生スタッフの養成

3 専門家による技術支援の実施

4 安全衛生情報の提供

5 労働災害防止のための調査研究等

6 ゼロ災運動の展開

7 心身両面による健康・快適職場づくりの推進

有料

一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会

労働安全衛生法に定められた厚生労働大臣の行う国家試験に合格し、労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタント名簿に登録された労働安全衛生の高度の専門家です。

こんな時に活用できます

- 労働災害が発生したとき
- 労働安全衛生マネジメントを導入するとき
- 機械設備や化学物質のリスクアセスメントを行うとき

- 機械設備や作業環境の改善を行うとき
- 安全衛生後援や安全衛生教育の講師が必要なとき
- 安全衛生管理規程や作業手順の作成を行うとき
- 安全衛生管理活動の活性化等

有料

公益社団法人 日本作業環境測定協会

日本作業環境測定協会は作業環境測定法に基づき、作業環境測定士および作業環境測定機関の業務の進歩改善に資する事などを目的として設立されています。

作業環境測定士による測定が義務付けられている指定作業場

- 土石、岩石、鉱物、金属または炭素の粉じんを著しく発散する屋内作業場
- 放射線業務を行う作業場所(放射性物質取扱作業室、事故由来廃棄物等取扱施設)
- 一定の鉛他金属類取扱業務の屋内作業場
- 特定化学物質(第1類物質または第2類物質)製造し、または取扱う屋内作業場
- 有機溶剤(第1種有機溶剤または第2種有機溶剤)を製造し、または取扱う一定の業務を行う屋内作業場

エイジアクション100

～ 生涯現役社会の実現につながる高年齢労働者の安全と健康確保のための職場改善に向けて～

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

エイジアクション100～生涯現役社会の実現につながる高年齢労働者の安全と健康確保のための職場改善に向けて～

エイジアクション100～生涯現役社会の実現につながる高年齢労働者の安全と健康確保のための職場改善に向けて～

エイジアクション100～生涯現役社会の実現につながる高年齢労働者の安全と健康確保のための職場改善に向けて～

厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課
物流・サービス産業・マネジメント班
電話 03-5253-1111(内線5488)



厚生労働省

「STOP！転倒災害プロジェクト」

厚生労働省
職場のあんぜんサイト

STOP! 転倒災害プロジェクト

厚生労働省労働災害防止部は、作業4日以上死亡災害も件数が多い「転倒災害」を減少させるため、「STOP！転倒災害プロジェクト」を推進しています。

このサイトには、転倒災害の防止に関する様々な情報を掲載しております。皆さまの職場での転倒災害防止対策の推進に、ぜひお役立てください。

- リーフレット
- 労働災害防止部安全衛生課

お知らせ

更新履歴

労働災害防止部

STOP! 転倒災害プロジェクト

- 被災者支援センター
- 被災者支援センター
- 被災者支援センター

セミナーのご案内



職場における腰痛予防対策 - 中央労働災害防止協会

JISHA 中災防
Japan Industrial Safety & Health Association

中災防について > 全国事業拠点 > 採用情報 > 図書・用品販売サイト > 会員タウン入会のご案内

平成30年度 全国労働安全衛生大会

職場における腰痛予防対策

- 保健衛生業向け腰痛予防対策講習会 (無料)
- 厚生労働省より委託を受け、保健衛生業を対象に、実地で開催します。
- 職場における腰痛予防の取組を！ (厚生労働省)
- 事業者は、労働者の健康を確保する義務を有している「腰痛予防対策指針」を踏まえ、各事業場の作業の実態に応じた取組をお願いします。
- 職場での腰痛を予防しましょう (厚生労働省)
- 指針の主なポイント、腰痛の発生が比較的多い作業に
- 介護・看護作業による腰痛を予防しましょう (厚生労働省)
- 指針の主なポイント、介護・看護作業での対策をま



交通労働災害を防止するために

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

交通労働災害を防止するために

交通労働災害は、労働者による死亡災害の約2割を占めており、そのうち6割以上が運輸交通業以外で発生しています。このため、トラックやバス、タクシーの運転業務に従事するドライバーだけでなく、自動車などの運転業務に労働者を従事させるすべての事業者が安全への取組を行う必要があります。

- PDF展
- 交通労働災害を防止するために [PDF形式: 1.125KB]

以下のページにて、交通労働災害防止についての詳細をご覧いただけます。

- 職場のあんぜんサイトへのリンク
- 交通労働災害の現状と防止対策
- 交通労働災害防止のためのガイドラインについて
- 交通労働災害を防止しましょう「交通労働災害防止のためのガイドライン」のポイント

関係先
厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課
物流・サービス産業・マネジメント班
電話 03-5253-1111(内線5488)



荷主等（荷主、配送先、元請事業者等）の皆様へ

荷役作業での労働災害を防止しましょう！

「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」のご案内

陸上貨物運送事業の労働災害については、最近5年間で増加傾向にあります。特に、荷役作業での労働災害は、毎年1万件近く発生しており、労働災害全体の1割に達しようとしています。しかも、荷役作業での労働災害の3分の2はで発生し、そのうちの8割は貨物自動車の運転者が被災しています。

陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン

このガイドラインは、陸運業に従事する労働者の荷役作業での労働災害を防止するために、陸運事業者のみならず、荷主、配送先、元請事業者などが取べき事項を具体的に示したものです。

陸運事業者だけでなく、荷役作業の安全対策を講じることで、荷主などの皆様も、陸運事業者と連携して、荷役の防止に取り組んでいただくようお願いいたします。

荷役作業場所のチェックリスト

荷主などの皆様は、ガイドラインの内容が十分行われている確認するため、4ページ目の「荷役作業場所のチェックリスト」活用してください。



陸上貨物運送事業における

重大な労働災害を防ぐためには

荷役作業時の死亡災害にみる災害パターン別の主な原因と対策

労働災害は長期的には減少傾向にありますが、陸上貨物運送事業における労働災害は引き続き多く発生しています。従業員が安全に、そして安心して仕事を行うためには、運送事業者と荷主企業が協力し、徹底して労働災害防止に取り組む必要があります。

本冊子では、陸上貨物運送事業における労働災害について、平成25年に死亡災害に至った事例を紹介する



「テールゲートリフターを安全に使用するために」

ロールボックスパレット使用時の労働災害防止マニュアル

労働安全衛生総合研究所 JNIOSH National Institute of Occupational Safety and Health, Japan

「テールゲートリフターを安全に使用するために」
2ステップで学ぶ 6基本&11場面別ルール

テールゲートリフター（TGL）をご存知でしょうか。トラック荷台の後面に搭載されて車と荷台の移動には必須の装置として普及していますが、TGLの昇降板（プラットフォーム）や昇降板と荷物の間に手足のはさまれる労働災害が報告されています。

当研究所と厚生労働省は、このようなTGL取扱い時の労働災害を防止するためにリフトするために、2ステップで学ぶ「6基本&11場面別ルール」を作成しました。

本リーフレットはTGL取扱いの基本的な5つのルールと昇降板の位置や動作中といったルールを守っているかを各自がチェックできるようになっています。そのほかにも、主なTGLに合わせた取扱い安全事項を掲載していますので、TGL取扱いの基本マニュアルとして活用してください。

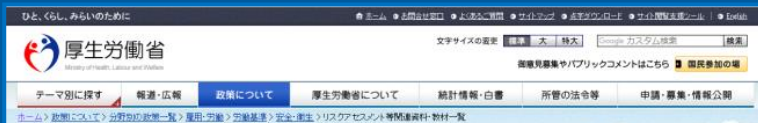
2ステップで学ぶ 6基本&11場面別ルール

ロールボックスパレット使用時の労働災害防止マニュアル

安全に作業するための 8つのルール

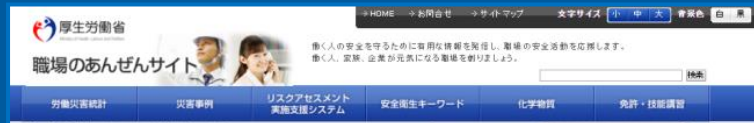
リスクアセスメント等関連資料・教材一覧

リスクアセスメントの実施支援システム



リスクアセスメント等関連資料・教材一覧

分類	名称	形式
全般	● リスクアセスメント担当者の研修受講資格要件(平成24年度事業分)	テキスト (-)
全般	● リスクアセスメント担当者の研修受講資格要件(平成25年度事業分)	テキスト (-)
全般	● 危険性又は有害性等の調査等に関する指針 (P304E)	指針 厚
全般	● 危険性又は有害性等の調査等に関する指針について (● 本文 (P304E) ● 別添1 (P304E) ● 別添2 (P304E) ● 別添3 (P304E) ● 別添4 (P304E) ● 別添5 (P304E)	通達 厚
全般	● 危険性又は有害性等の調査等に関する指針 (P304E)	指針 厚
全般	● 危険性又は有害性等の調査等に関する指針	リーフレット 厚
全般	● リスクアセスメント担当者の研修受講資格要件(平成24年度事業分)	テキスト 厚
全般	● リスクアセスメント担当者の研修受講資格要件(平成25年度事業分)	テキスト 厚
全般	● 平成24年度リスクアセスメント実施事例集	事例集 (-)
全般	● リスクアセスメント実施事例集	事例集 厚
全般	● 労働災害防止のために労働者の安全と健康の確保は事業者の責務です(小規模事業者向けリスクアセスメントの実施方法をめぐる)	リーフレット 厚
全般	● 業種別職場リスクアセスメント	リーフレット 労
化学物質	● 化学物質による危険性又は有害性等の調査等に関する指針 (P304E)	指針 厚
化学物質	● 化学物質による危険性又は有害性等の調査等に関する指針について (● 本文 (P304E) ● 別添1 (P304E) ● 別添2 (P304E) ● 別添3 (P304E) ● 別添4 (P304E) ● 別添5 (P304E)	通達 厚



リスクアセスメントの実施支援システム

小規模事業者を対象として建設業、製造業、サービス業、運輸業(30種類の作業・業種別に) リスクアセスメントの実施を支援します。

初めの方へ
使用する際の
留意事項

製造業、サービス業、運輸業 建設業

- 製品組立作業: マトリクスを用いた作業 解説
- 熱処理作業: マトリクスを用いた方法 解説
- 溶接作業: マトリクスを用いた方法 解説
- 成形作業: マトリクスを用いた方法 解説
- 木材加工作業: マトリクスを用いた方法 解説
- 塗装作業: マトリクスを用いた方法 解説
- めっき作業: マトリクスを用いた方法 解説
- 金属加工作業: マトリクスを用いた方法 解説
- 印刷・製本作業: マトリクスを用いた方法 解説



リスクアセスメントを実施するための規程(例)

機械安全規格を活用して労働災害を防ぎましょう

リスクアセスメントを実施するための規程(例)

東京労働局



機械安全規格を活用して労働災害を防ぎましょう

国内外の機械安全に関する規格類を上手に使って災害防止を進めましょう

はじめに

機械に起因する労働災害は、死傷事故全体の約4分の1、死亡災害の約3分の1を占めており、その原因の約8割は機械の安全対策が不十分だったことで生じています。安全対策は労働安全衛生法に基づく各種構造規格や指針、日本工業規格などに規定されていますが、必ずしも十分に知られていません。このような状況を踏まえ、産業機械を製造・設置・使用する際に必要となる日本工業規格などの内容についてとりまとめたので、産業機械の安全な使用のためにお役立てください。



「老朽化した生産設備における安全対策の調査分析事業」報告書

平成 29 年度厚生労働省委託事業

老朽化した生産設備における安全対策の
調査分析事業
報告書



「付帯設備の劣化による労働災害を防止するために」

装置産業の皆様へ

付帯設備の劣化による
労働災害を防止するために



安全帯が「墜落制止用器具」に変わります！

安全帯が「墜落制止用器具」に変わります！

～ 安全・安心な作業のため、適切な器具への買い換えをお願いします ～

厚生労働省は、建設業等の高所作業において使用される「安全帯」について、以下のような改正を行うとともに、安全な使用のためのガイドラインを策定しました。

今回の改正等のポイント

1. 安全帯を「墜落制止用器具」に変更します (安衛令(第11)の改正)

「安全帯」の名称を「墜落制止用器具」に改めます。
「墜落制止用器具」として認められる器具は以下のとおりです。

安全帯	→	墜落制止用器具
① 胴ベルト型 (一本つり)	→	胴ベルト型 (一本つり)
② 胴ベルト型 (U字つり)	×	×
③ ハーネス型 (一本つり)	→	ハーネス型 (一本つり)

②には墜落を制止する機能がないことから、改正後は①と③のみが「墜落制止用器具」として認められることとなります。

※ 「墜落制止用器具」には、従来の安全帯に含まれていたワークポジションニング用器具であるU字つり胴ベルトは含まれません。なお、従来用途としては「墜落制止用器具」となりますが、建設現場において従来の呼称である「安全帯」「胴ベルト」「ハーネス型安全帯」といった用語を使用することは差し支えありません。

2. 墜落制止用器具は「フルハーネス型」を使用することが原則となります

(安衛令(第12)等の改正、ガイドライン(第3)の策定)

墜落制止用器具はフルハーネス型が原則となりますが、フルハーネス型の着用者が墜落時に地面に到達するおそれのある場合 (高さ6.75m以下) は「胴ベルト型 (一本つり)」を使用できます。



はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！

労働者、雇用主の皆様へ はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！

はしごや脚立は、ごく身近な用具であるため、墜落・転落の危険をそれほど感じずに使用する機会が多いのではないのでしょうか。しかし、過去の災害事例を見ると、骨折などの重篤な災害が多発発生し、負傷箇所によっては死亡に至る災害も少なくありません。

このパンフレットを参考に、安全を確保した上で、はしごや脚立を適切に使用してください。

- ポイント 1** はしごや脚立に関する災害発生原因の特徴を踏まえた安全対策をとり、想定される危険を常に予知しながら、はしごや脚立を使用しましょう。 → P.2 図1
- ポイント 2** はしごや脚立は、足元が不安定になりやすく危険です。まず、代わりとなる床面の広いローリングタワー (移動式足場) や作業台などの使用を検討しましょう。 → P.3 図2
- ポイント 3** はしごや脚立を使用する際は、高さ1m未満の場所での作業であっても、墜落時保護用のヘルメットを着用して、頭部の負傷を防ぎましょう。 → P.4 図3

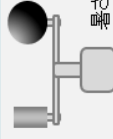
統計資料 「はしご等」に関する災害 (死傷および死亡)



STEP 1

☐ **暑さ指数 (WBGT値) の把握**

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を測りましょう。



暑さ指数計の例

STEP 2

準備期間中に検討した事項を確実に実施するとともに、測定した暑さ指数に応じて次の対策を取りましょう。

☐ 暑さ指数を下げるための設備の設置	
☐ 休憩場所の整備	
☐ 涼しい服装等	
☐ 作業時間の短縮	<p>暑さ指数が高いときは、作業の中止、こまめに休憩をとるなどの工夫をしましょう。</p>
☐ 熱への順化	<p>暑さに慣れるまでの間には十分に休憩を取り、1週間程度かけて徐々に身体を慣らしましょう。</p>
☐ 水分・塩分の摂取	<p>のどが渴いていなくても定期的に水分・塩分を取りましょう。</p>
☐ 健康診断結果に基づき措置	<p>①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢などがあると熱中症にかかりやすくなります。医師の意見をきいて人員配置を行いましょう。</p>
☐ 日常の健康管理等	<p>前日の飲みすぎはないか、寝不足ではないか、当日は朝食をきちんと取ったか、管理者は確認しましょう。熱中症の具体的症状について説明し、早く気づくことができるようにしましょう。</p>
☐ 労働者の健康状態の確認	<p>作業中は管理者はもちろん、作業員同士お互いの健康状態をよく確認しましょう。</p>

STEP 3

熱中症予防管理者は、暑さ指数を確認し、巡視等により、次の事項を確認しましょう。

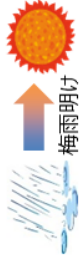
- ☐ 暑さ指数の低減対策は実施されているか
- ☐ 各労働者が暑さに慣れているか
- ☐ 各労働者の体調は問題ないか
- ☐ 作業の中止や中断をさせなくてよいか
- ☐ 各労働者は水分や塩分をきちんと取っているか

☐ **異常時の措置**

少しでも異変を感じたら **ためらわずに病院へ運ぶか、救急車を呼びましょう。**

重点取組期間（7月1日～7月31日）

- ☐ 暑さ指数の低減効果を改めて確認し、必要に応じ追加対策を行いましょう。
- ☐ **特に梅雨明け直後は、暑さ指数に応じて、作業の中断、短縮、休憩時間の確保を徹底しましょう。**
- ☐ **水分、塩分を積極的に取りましょう。**
- ☐ 各自が、睡眠不足、体調不良、前日の飲みすぎに注意し、当日の朝食はきちんと取りましょう。
- ☐ 期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的に教育を行いましょう。
- ☐ **少しでも異常を認めたときは、ためらうことなく、すぐに病院に運ぶか救急車を呼びましょう。**



STOP! 熱中症

令和元年5月～9月

クールワークキャンペーン

— 熱中症予防対策の徹底を図る —

職場における熱中症で亡くなる人は、毎年全国で10人以上にのぼり、4日以上仕事を休む人は、400人を超えています。厚生労働省では、労働災害防止団体などと連携して、「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防のための重点的な取組を進めています。各事業所でも、事業者、労働者の皆さまご協力のもと、熱中症予防に取り組みましょう！

●実施期間：令和元年5月1日から9月30日まで（準備期間4月、重点取組期間7月）



事業場では、期間ごとに実施事項に重点的に取り組んでください。
確実に実施したかを確認し、□にチェックを入れましょう！

準備期間（4月1日～4月30日）

<input type="checkbox"/>	暑さ指数 (WBGT値) の把握の準備	JIS規格「JIS B 7922」に適合した暑さ指数計を準備しましょう。	
<input type="checkbox"/>	作業計画の策定等	暑さ指数に応じて、作業の中止、休憩時間の確保などができるよう余裕を持った作業計画をたてましょう。	
<input type="checkbox"/>	設備対策・休憩場所の確保の検討	簡易な屋根の設置、通風又は冷房設備や、ミストシャワーなどの設置、により、暑さ指数を下げる方法を検討しましょう。また、作業場所の近くに冷房を備えた休憩場所や日陰などの涼しい休憩場所を確保しましょう。	 
<input type="checkbox"/>	服装等の検討	通気性のいい作業着を準備しておきましょう。クールベストなども検討しましょう。	
<input type="checkbox"/>	教育研修の実施	熱中症の防止対策について、教育を行いましょう。	
<input type="checkbox"/>	熱中症予防管理者の選任及び責任体制の確立	熱中症に詳しい人の中から管理者を選任し、事業場としての管理体制を整えましょう。	
<input type="checkbox"/>	緊急事態の措置の確認	体調不良時に搬送する病院や緊急時の対応について確認を行い、周知しましょう。	

【主催】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】農林水産省、国土交通省、環境省



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(H31.4)

水分吸収量・時間の限界

胃袋に入った水分は、小腸から吸収され、血液中に取り込まれるが、一度に吸収できる量は130cc程度吸収に30分以上かかる

尿の色で脱水状態をチェックしましょう！

このカラーチャートは、あなたの脱水レベルを尿の色によって判定し、どの程度、水分補給すれば通常の状態に戻るかを示したのになります。熱中症予防のため、セルフチェックを行いましょう。



正常です。
いつもの水分補給を心がけましょう。



問題ありませんが、コップ1杯程度の水分補給をしましょう。



軽度の脱水症状が認められます。
1時間以内に250mlの水分補給をしましょう。
屋外にいる場合や汗をかいている場合は、500mlの水分補給をしましょう。



脱水症状が認められます。
今すぐに250mlの水分補給をしましょう。
屋外にいる場合や汗をかいている場合は、500mlの水分補給をしましょう。



危険な状態です。
今すぐに1,000mlの水分補給をしましょう。
この色より濃い場合や赤/茶色が混じっている場合は、脱水症状以外の問題が考えられますので、病院で受診しましょう。

出典：Dehydration Urine Color Chart

**180~360cc程度を
こまめに摂るのが効果的**

出典  TODA CORPORATION

■ 熱中症にかかりやすい人を朝礼時に確認し 本人の自覚の高揚と注意喚起を図る

①
熱中症予防のススメ
全員

朝食を必ず食べる



朝食を食べれば、食物に含まれる水分を持続的に吸収することができ、水分不足に陥りにくくなる。塩分を摂れる味噌汁がおすすめ。

②
熱中症予防のススメ
おとなしい人

おとなしい人を 気に掛ける

こうなる前に
声掛けを！



私は大丈夫！

具合が悪くなっても、なかなか言えない人もいます。特におとなしい人はその傾向がある。普段と違う様子の人がいたら声をかけよう。

③
熱中症予防のススメ
私病の方

薬を飲み忘れない



暑い季節には身体機能がより低下する。そのような状況での薬の飲み忘れは熱中症を誘発しやすい。予備の薬も用意しておこう。

労働者死傷病報告



休業4日以上



所轄労基署

業務上災害により，死亡又は4日以上休業した場合は「労働者死傷病報告書」を遅滞なく所轄の労働基準監督署長に提出する必要があります。



労働者死傷病報告の様式が改正されました

(労働安全衛生規則様式第23号)

施行日：平成31年1月8日

労働者が外国人の場合には、
「国籍・地域」と「在留資格」の記入が必要です。

- ※ 在留カード等のコピーを労働基準監督署に提出する必要はありません。
- ※ 「特別永住者」(在日韓国・朝鮮人等)など、外国人雇用状況の届出制度の対象外となっている方については、記入の必要はありません。

国籍・地域

見本

在留カード

★ 在留カードまたは旅券(パスポート)上の「国籍・地域」欄を転記してください。

在留資格

見本

在留カード

上陸許可証印

★ 在留カードまたは旅券(パスポート)の上陸許可証印に記載されている「在留資格」欄の内容を、そのまま転記してください。

★ 在留資格が「特定活動」の場合

在留資格が「特定活動」の場合には、旅券に添付されている指定書(右参照)で活動類型を確認し、下表のうち、あてはまる活動類型を1つ、在留資格欄に記入してください。

特定活動の活動類型	特定活動 (ワーキングホリデー)	特定活動 (造船分野)
特定活動 (EPA)	特定活動 (外国人調理師)	特定活動 (ハラル牛肉生産)
特定活動 (高度学術研究活動)	特定活動 (ハラル牛肉生産)	特定活動 (就職活動)
特定活動 (高度専門・技術活動)	特定活動 (就職活動)	特定活動 (その他)
特定活動 (高度経営・管理活動)		
特定活動 (高度人材の就労配偶者)		
特定活動 (建設分野)		

見本

★ 在留資格が「技能実習」の場合

在留資格が「技能実習」の場合には、区分までそのまま転記してください。(例) 技能実習1号イ など

様式第23号(第97条関係)(表面)

厚生労働省のHP(ホームページ)よりダウンロードできます。

厚生労働省 安全衛生関係主要様式

検索



青梅署STOP!転倒災害プロジェクト

転倒災害見える化事例 募集中

優秀事例は
監督署長より
表彰します

青梅署STOP!転倒災害プロジェクト「転倒災害見える化事例」募集要領

○ 趣旨

「青梅署STOP!転倒災害プロジェクト」の取組の一貫として、転倒災害に係る見える化事例を募集し、青梅労働基準監督署管内における「転倒災害防止」及び「安全の見える化」の一層の推進を図るため、「転倒災害見える化事例」を広く募集するとともに優秀な事例を表彰、公表することにより、事業場の労使の安全気運の向上を図ることとする。

○ 実施体制

青梅労働基準監督署及び公益財団法人東京労働基準協会連合会青梅労働基準協会支部（以下、「(公社)東基連 青梅支部」という。）の共催により実施することとする。

○ 実施のスケジュール

- (1) 募集期間 令和元年5月～令和元年11月
- (2) 選考委員会 令和元年11月
- (3) 表彰式 令和元年12月6日（西多摩地区安全衛生大会）

○ 応募の資格

- ・応募資格は特に定めのないものとし、ホームページ等を通じ広く募集をする。
- ・応募方法は、別添応募用紙により、電子メール等で受付を行う。

○ 表彰について

青梅労働基準監督署長、（公社）東基連 青梅支部事務局長等の構成員からなる選考委員会を開催し、委員の合議により「青梅署STOP!転倒災害プロジェクト「転倒災害見える化賞」」として、優秀な事例を選考し、令和元年12月6日に開催する西多摩地区安全衛生大会の「安全衛生表彰式」において表彰状及び記念品を贈呈する。

○ 応募事例の取扱いについて

応募いただいた事例については、上記「青梅労働基準監督署からのお知らせ」への掲載、（公社）東基連 青梅支部広報誌への掲載、その他各種広報、講習会等での事例紹介、事例集の作成等に使用させていただきます。

応募先・問い合わせ先

問い合わせ先 青梅労働基準監督署 TEL 0428-28-0331

問い合わせ先 （公社）東基連 青梅支部 TEL 0428-24-8917

応募先 （公社）東基連 青梅支部

電子メールアドレス umekikyo@t-net.ne.jp FAX 0428-24-8939

※ 応募フォームは東京労働局ホームページ内「[青梅労働基準監督署からのお知らせ](#)」内にありますのでダウンロードしてお使い下さい。



青梅労働基準監督署

「トップが打ち出す方針 みんなで共有 生み出す安全・安心」